

参議院日米安全保障条約等特別委員会会議録第五号

昭和三十五年六月十日(金曜日)午前十一時二十九分開会

委員の異動
本日委員永野護君辞任につき、その補欠として井川伊平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 草葉 隆圓君
理事 井上 清一君
西田 信一君
増原 恵吉君
吉武 恵市君

委員

青木 一男君
青柳 秀夫君
井川 伊平君
鹿島守之助君
木内 四郎君
木村篤太郎君
後藤 義隆君
佐藤 順造君
杉原 荒太君
鈴木 恭一君
吉米地英俊君
永野 護君
鍋島 直紹君
野村吉三郎君
堀木 謙三君
内閣総理大臣 岸 信介君
法務大臣 井野 碩哉君
外務大臣 藤山愛一郎君

大蔵大臣 佐藤 榮作君
厚生大臣 渡邊 良夫君
農林大臣 福田 越夫君
通商産業大臣 池田 勇人君
運輸大臣 橋本 渡君
郵政大臣 植竹 春彦君
労働大臣 松野 頼三君
建設大臣 村上 勇君
国務大臣 赤城 宗徳君
国務大臣 石原幹市郎君
国務大臣 菅野和太郎君
国務大臣 益谷 秀次君

政府委員

法制局長官 林 修三君
法制局第一部長 山内 一夫君
防衛政務次官 小幡 治和君
防衛庁防衛局長 加藤 陽三君
調達庁長官 丸山 信君
外務大臣官 下田 武三君
外務省アメリカ局長 森 治樹君
外務省経済局長 牛場 信彦君
外務省条約局長 高橋 通敏君
事務局長 渡辺 信雄君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した案件

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国にお

ける合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(草葉隆圓君) ただいまから日米安全保障条約等特別委員会を開会いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上衆議院送付の三案件を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を続行いたします。これより通告順により質疑を許します。永野護君。

○永野護君 私は、日本国民の生活に最も重大な影響を与えるであろうと思われ、また新安保条約の第二条の意義と、この条約ができましたいきさつ及びこの二条を将来どういうふう具体的に運用していくかという方針を総理大臣に伺いたいのでありますが、この問題に入ります前に、私はぜひとも日本国民とともによく了承しておか

なければならぬのは、日本経済の実態いかんという問題であります。と申しますのは、この安保条約の締結に際しまして賛否いろいろ議論がありまされども、その中に日本経済の実態とあまりに遊離した議論が非常に多いからであります。現在の日本の国民生活は、敗戦後の生活といたしましては、古今東西類例を見ないぐらい恵まれた環境にあるのであります。従いまして、この今の日本国民の生活を日本の実力相当の生活をしておるといふ観点から出発いたしますと、この安保条約の意義につきましてもいろいろ議論が成り立ち得るのでありますけれども、日本経済の本質を十分に考えてみますると、そういう議論をする余裕のない日本経済の実態であると私は考えるからであります。

そこで、その総理の質問に入ります前に、企画庁長官に伺いたいのであります。日本経済は、はたしてこの日本に残された四つの小さな島の生産物で九千万人の人間を養い得るかどうかというのを、一切の理論を抜きにして、あるいは世界観の問題を抜きにして、数字を示していただきたいのであります。一体、日本の経済の実態はどうかという問題をお聞きいたします。ためには、どうしても、現在の日本の実情ばかりでなくて、さかのほって、この徳川三百年の封建時代のいわゆる鎖国経済のときにさかのぼった説明を受けませんと、ともすると誤解が生じやすいのであります。と申しますのは、

は、徳川三百年の間、日本はこの国のお世話にもならないで、いわゆる武陵桃源の夢を安らかにむさぼり得たために、日本人はほんとうに切実に日本の資源の不足を感じる度合いが非常に薄かったのであります。しかし、この徳川三百年の間、日本人がこの国の世話にもならないで生き得たという裏には、いわゆる封建政治、封建経済でありまして、人民には何の自由もなく、職業選択の自由もなければ移動の自由もなく、個人の私生活に徹底した政府の関与がござまして、非常に徹底した人口制限政策と生活水準の抑圧政策があったからこそ、あの三百年の間の武陵桃源の夢が続き得たのであります。ところが、明治時代になりましますと、この人口制限政策と生活水準の抑圧政策という二本の柱がぐずれまして、資本主義経済に移りますと、自由を基礎にしたいわゆる民主主義政治になりましたので、徳川幕府の三百年の間のその夢を繰り返すことはできなくなつたのであります。そこで、明治政府になりましたら、この標語が富国、強兵という二つの目標にしろられて、私も子ども供時分に富国強兵ということを絶えず言い聞かされて参つたのであります。そうして強兵政策がある程度の実を結びますと、まずその強兵の結果得た武力によって軍旗を押し立てて海外に出まして、その軍旗のあとに経済人がついて参りまして、日本の経済権益を広げることによつて、絶えざる生活水準の向上と人口の

増殖に基づく衣食住に必要とする物資の総量を供給して参ったのであります。それで大戦前には、やや自給自足経済を営み得たのでありますが、ただどうにもならなかったのは石油問題であつたのであります。アメリカが石油を日本に自由に供給してくれませんでしたらば、あるいは第二次世界大戦というものは起こらなくても済んだかと思う程度に、ある程度の自給自足経済ができておつたのであります。ところが、今度戦争に入りまして、戦時中の経済はもちろんでありますけれども、戦後になりまして、その様相が全く変わりました。われわれの父祖が明治維新以来粒々辛苦して拡大してくれました私どもの経済権益は、一転して徳川幕府のときに残された四つの島の生産力に頼つて生きなければならぬという状態が一瞬にして起つたのであります。今から考えますと、世界的宝庫でありました満州を失ひ、台湾を失ひ、朝鮮を失ひ、千島を失ひ、樺太を失ひまして、そして、そこに九千万……戦前から見ますと、内地の人口は六百万十萬という消費人口だけがふえたという痛ましい現実がわれわれの前に残されたのであります。私は昭和二十年の終戦の詔勅を拝承しましたときに、率直に申しまして、ほんとに一息をつくとともに、次の瞬間には、これは大へんなことになった、日本国民は半分ぐらい餓死しなければならぬような状態が起ころしはしないかと心配いたしましたのであります。それは終戦後に残された日本の生産力というものは、徳川三百年の間三千万以上の人間を養ひ得たことはただの一回もなかったからであります。三千万以下の人口

にこれを押さえて、そしてその生活水準を非常に低いところに押さえて、それで辛うじて衣食住に必要とする物資を供給して参つたのでありますけれども、終戦まで向上を続けた日本の経済生活水準と、九千万の人間が必要とする物資の総量は、とうてい日本に残された四つの島の生産力では供給できないというところを、現実の問題として、餓死者が出るどころか、戦前よりもむしろ恵まれた生活を経営し得たのであります。これはまさに世祖の奇跡と言わなければならぬと思ふのであります。古今東西に、いくさうに負け、そしていくさ前よりもいい生活ができたという例は、ただの一つも実例がないのであります。ところが、これは非常な奇跡として日本国民は恵まれた立場にあるのでありますけれども、危険なのは、その奇跡の上にあらをいかして、安座して、そしてこれを既成事実として何らのこれに対する反省をすることなく、その明日の生活を設計することなく、その危険があると思ふのであります。

そこで、私は、これから菅野長官に對しまして、明治時代、徳川時代はもちろんのこと、その時分のことを根柢も、日本の領土の四五割を失ひ、生産施設の四一割半を失つてはう然自失しておりました昭和二十年以来の日本が、一体どうして生きてきたか。生き得ないかと数字上どうも思ふ日本が、単に餓死者がないばかりか、戦前よりもむしろ恵まれた生活をなし得たのは、一体どういふわけかということ、理論を加えないで数字についての御説明をお願いするのであります。日本人がどうして寒さ暑さに適応する衣料を十分に供給し得たか。腹の減らないように、腹一ぱい飯が食えたか。りっぱなああいうビルを初め、たぐさんの住宅はどうして建つたか。建つはずがないじゃないかと一応思ふのであります。それから、私はその参考をいたしまして、日本人が衣食住に今の生活水準を維持して、衣食住に必要とする物資の総量は一体どのくらいあるのか。そして、それに対して衣食住に必要な物資の総生産量はどのくらいあるのか。これがバランスが合つておればもう問題はなかりであります。そのバランスが合わないと思ふれば、それは一体どうして過去十五年間日本は生きてくることができたかということ、伺いたいのであります。

○国務大臣(菅野和郎君) 終戦後、日本の経済がこのように躍進してきたというところについてのお話、お尋ねがあつたように思ふのでございますが、終戦後、このように日本の経済が發展したその根本の理由をいたしましては、結局、私は人の問題だと考えておりますが、やはり日本人が経済力の点において優秀な素質を持っておつたというところ、これが原因だと思ふます。その日本人が優秀であつたがために、今日、生産技術というものが非常に向上してきて、そのおかげで生産力が増してきた、こういうことが言えると思ひますが、しかし、それよりも前にわれわれが忘れてはならないことは、終戦後におけるアメリカの対日援助であつたと思ふのであります。アメリカがわれわれ日本人の必要とする生活必需品を送つてきたり、あるいは日本

本の産業の必要とするところの原料を貸して、送つてきたりなどしたこと、そして、その原因だと思ふのであります。一例を申し上げますれば、終戦後、日本の産業がいち早く復興したのは、私は日本の紡績業だと思ふのであります。この紡績業がいち早く復興したために、従つて、これに関連して、いろいろの産業が私は勃興してきて、いろいろの産業がその新緑業を始めるにつれては、その原料である綿を貸す資力はもちろん日本にはありません。幸ひ、アメリカがその綿花を貸してくれたというところに、日本の紡績業がまた再活動してきたのであります。そういう点において、アメリカが日本に對する対日援助ということ、これは、われわれ決して忘れてはならないことだと思ふのであります。そこで、現在、一体、この日本人の生活、衣食住についてどうなつておるかというお話があつたと思ふのであります。昭和三十四年度について、九千万の国民がその生活のために支払つた金額は大体六兆六千七百五十億圓と計算されておるのであります。一人当たり七万七千二百圓ということに相なつておるのであります。この消費水準は、先ほどもお話がありました、戦前昭和九年から十一年に比しますと、三二%高い水準と相なつておるのであります。現在も毎年の消費水準は伸びております。また、今、私の方で国民所得倍増の長期経済計画を立てておりますが、十年後においてはおよそ二倍の消費水準になるのじゃないか、あるいは、二十年後においては三倍の消費水準になるのじゃないかというふうな計算をいたしておるのであります。そこで、このような消費需要に對しまして、米麦などはもちろん国内の供給力では絶対に不足いたして参りますから、その不足分は輸入いたしておるのであります。そのほか、原綿とか原毛などの多くの原材料を輸入いたしておるのであります。結局、わが国九千万の国民が生活するがために、は、相当海外からの輸入に待たなければならぬという情勢になつております。しからば、国民の生活需要に對してどれだけのものが輸入されておるかと思ひますと、パーセンテージから申しますと、大体九%であります。これを金額で申し上げますと、十六億ドルであります。その十六億ドルの中で、消費財として輸入しておるのが五億ドルでありまして、原材料として輸入いたしておるのが十一億ドルということになつておるのであります。こういうふうな多額の輸入をしなければならぬという経済事情でありますからして、従つて、その輸入をまかなうためには、どうしても輸出を奨励しなければならぬということが、日本の経済の実際が非常に増加いたしました。昨年来輸出が毎月黒字を呈したということは、すなわち、それだけ日本の輸出能力が伸びてきたということであるし、従つて、また、それだけ輸入能力も伸びてきたということに相なつておると思ふのであります。

なお、今後、しからば、日本の経済がどのように發展するかということにつきましては、国内生産がどのように伸びるかということとをまず考えなければならぬと思ふのであります。国内生産がいかに伸びるかということ

は、これは生産技術がいかに伸びるか
ということに帰着するのでありまし
て、その点においては、今度の予算に
おきまして、科学技術の奨励とい
うことに重点を置きまして、その科学技
術の発達によって生産技術の向上をは
かり、それによって生産の向上を来た
したい、こう考えております。それか
ら、もう一つ考えられることは、貿易
為替の自由化によりまして、世界の経済
交流というものが盛んになる。従いま
して、それによって日本の今後におけ
る輸出輸入の状況が変わってくると思
うのであります。この将来における世
界経済の交流がどのように進展する
かということによって今後の見通しを立
てなければならぬ、こう考えており
ます。でありますからして、国民所得
倍増の長期経済計画は、自民党の政調
会で作りました案によりまして、大体
十年後には二十二兆四千万円というこ
とになっておりますが、そのうち輸入
も大体七十億ないし八十億ドルの輸入
をしなければならぬ、輸出も大体七十
五億から八十五億ドルの輸出をしなけ
ればならぬという計算をいたしておる
のであります。まあそのような多額の
輸出入をすることによって日本の経済
をまかなっていきたい、こう考えて
おる次第であります。

○永野護君 日本が戦死者が出るべき
はずであるのに出ないで済んで、逆に
戦前よりもいい生活をなし得たこと
は、アメリカの援助によるところが多
い、という今のお話でございましたが、
参考になり、しからばどのくらいの金額を
アメリカから援助を受けたか。一番最
初のガリオア、イロア、その後、毎年
毎年特需という形その他いろいろの形

でアメリカから日本に持って来まし
たドルは、総計どのくらいになってお
りますか。それを伺っておきたいと思
います。

○國務大臣(佐藤栄作君) お答えいた
します。

ガリオア、イロアの金額につきまし
ては、ただいままだ正確な数字が出て
おりません。ことに当初参りましたも
のはアメリカ軍関係で経理しておらな
いというところもございますから、総額
はわからないのでございますが、ただ
いままで言われておりますものは二十
億ドルということが言われておるわけ
であります。

なお、経済の面についていろいろの
御意見がございましたが、ただいまま
で戦後わが国産業が技術導入をした件
数は全体で千二百三十三件、そのうち六百
七十件はアメリカであります。また世
銀その他民間資金等が資金の形で入
り、外国が債権を持っておるその総額
は七億四千九百万ドル近くになっておると思
います。このうちからアメリカの民
間資金そのものとして入っております
ものは、四億三千万ドル、従いまして
世銀等を除きますと、外国から入って
来た資金のうちの八九割はアメリカの
民間から入っておるということであり
ます。また株式投資の実情は今日まで
約一億ドルと言われておりますが、そ
のうち七、八割はアメリカ資本と、こ
ういうことに考えております。

○永野護君 はほとんど大部分がアメリ
カの援助によって、先ほど申しますよ
うな日本国民が生活を維持し得たとい
うふうになりました。差しつかえないだろ
うと思います。

しからば、これは過去というアメ
リカの援助によって来たのであります
が、現在日本は、かりにアメリカの援
助が全然なくなったと仮定すると、日
本の経済はどういうふうな現象を起こ
すかと経長官は考えられますか。

○國務大臣(菅野和太郎君) 輸出につ
いて申しますと、大体、全体の輸出に
対してアメリカの輸出が三割でありま
す。輸入について申しますと、やはり
三割弱であります。でありますからし
て、貿易関係においてはアメリカの占
める重要性が三割ということになって
おります。もしかりに、全然アメリカ
との経済交流を断つとすれば、それだ
け日本の経済が三割——三割というわ
けにも参りませんが、まあそれがいろ
いろ波及すると思ひますけれども、貿
易面においては三割減少するといふこ
とになりますからして、日本の経済に
とっては非常な打撃になると考えてお
る次第であります。

○永野護君 これが全く何も話のな
かった場合に、この安保条約というも
のが新しくできなかったならば、ま
あ今のままでいいという、今のままで
とどまり得るということが想定できま
すけれども、事ここまできて、これ
かりにこの安保条約が否決されて、そ
うしてアメリカが日本を自分の身内と
思わないような気持になったとしたし
まして、自然アメリカの少なくとも好意
を期待はできない、こういうことにな
りますと、一割足らなくも、足りない
場合にはそれが割に影響を起こし
て参ります。ことに経済現象は将来を
割引きますから、かりにアメリカと一
切経済断行をしたという臨時ニュース
が飛びましたら、私はその瞬間に、今

百花繚乱のような形の各デパートにあ
るたくさんの商品は一瞬にして姿を消
して、またこの間のような石けん一つ
に涙を流してもらい、一握りの砂糖に
手を合わせて拝むような経済現象が起
きます、私はそう判断しているものであ
ります。で、この事実は、数字的に実
は、多少の調子を持つておりますので
申し上げ得るのであります。が、あまり
くだくだしくなりますから数字は省き
ますが、非常に大きな影響が起きてく
ると私は思ふのであります。そこで、
軽々しくアメリカとの経済断交とい
うような言葉を、アメリカ全部断つて
くれ、われわれは中共、ソ連に頼れば生
きられる、あるいは中立主義というよ
うなことを軽々しく口にするのでは
きない。それを言うためには、よほど
数字の根拠のある対案を持たなくては
言うべき言葉ではないと私は確信いた
すのであります。今の長官のお言葉で
アメリカを離れての日本、今の生活は
ないということがわかれば、それで一
応私のその点に関する質問は了承いた
します。

そこで、どこかの国の援助がなけれ
ば日本の国は生きられない、そういう
国情であるということ、総理はきつ
と十分に認識されておったと思いま
す。従つて、今度の安保条約のときに
今まではなかった第二条というものを
入れて、この問題の安心して経済が自
立ができる方向に進み得るよう努力
をされた結果が、この第二条だろうと
思ふのであります。総理大臣に御所
見をお伺いいたします。

○國務大臣(岸信介君) 安保体制のね
らいは、しばしば申し上げております
ように、日本が他から侵略されない、

国民が平和のうちにそれぞれの生活を
営んでいて、そうして経済の復興なり
国民生活の向上なりを期していく、い
わゆる繁栄を期していくという考えか
ら、この安保条約、安保体制というも
のが考えられるのであります。一たび
他から侵略され、そうして戦争に巻き
込まれるというふうなことがあれば、
すべてのこのわれわれの願望はこれ
くずされる。従つて、ただ単にこうい
うものが、何か戦争だけに限する、侵略
だけに限する条約というふうなものでは
なくして、ほんとうに平和なそうして豊
かな生活をする。文化の面においても
経済の面においても、われわれの生活
を向上していくということが私は安保
体制の基礎でなければならぬ。また、
そういうことについてほんとうに両国
が信頼し、協力していくのにならな
い相手とのみこういふ条約は成り立つ
ものではないと思ひます。先ほどからい
ろ日本経済の問題、国民生活の問題に
関する御質問ですが、戦後のあのまじ
めなことから、この短い期間の間に
ただ回復したということについて、
また将来われわれが願つておるよう
な国民生活を向上せしめるという目標
で国民所得を倍増するような発展をし
ていくためには、この資源の少ない、し
かも人口の多い日本の経済といふもの
を、どういふふうにしていくかとい
えば、私は、過去のわれわれの経験か
ら見ても、また経済の実態から見ま
しても、日本経済の発展を檢討してみ
ても、日米の経済協力といふものの、
また日米が協力して他の低開発国の
経済を開発する、各面において一そう緊
密な協力関係を置くことが、国民の平
和を守ると同時に、その国民の生活を

豊かにし、安保条約の眞の目的を達するゆえである、かように考えまして従来こうした条約上の取りきめなくとも、日米間においてすでに先ほど来お話をうに、日本経済に対するアメリカの援助、協力というものがあつたのを、そう有効適切ならしめるために、本条約に定めたのでございます。

○永野護君 大體總理の御説明に私も同感なのでありますが、まだニュアンスには違ひがあるような感じがいたしておるのであります、もっと豊かな生活をすると、もつと切実な、アメリカを離れたら日本は現在ではない、もつとひとひ生活になるというふうに、非常にこの点をきびしく私どもには身を感じるのであります。

そこで、今の御趣意のほどはわかりましたが、しからば、この第二条を読んでみても、またこの前文を読んでみても、その文句は非常に抽象的であります。最初の前文の方にも「両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、」と書いてありますが、非常に抽象的な文句であります。また二条に入りましたも、「平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する」、経済的「安定及び福祉の条件を助長することによって」云々と、こう書いてあります、その「両国の経済的協力を促進する」という、このさわりの文句が、具体的に何らの示唆が与えられておらないのであります。そこで私はこの抽象的のこの文句をどうして具体化するかに總理はお考えになっておられますかということ

を伺いたのであります。

○國務大臣(岸信介君) 経済協力に関する条約の規定は、御指摘のように非常に抽象的になっております。私はアメリカとの経済協力という面を考えてみますと、日米相互の間の経済交流の問題が第一に考えられます。先ほどから言われております貿易の問題、外資の導入、資本交流の問題、あるいは技術の交流の問題、これらについて、従来も行なわれておりましたが、今後一そうこれを積極化していくにはどうしなければならぬか。また貿易の問題も、昨年は御承知の通り非常に改善されましたが、こういうふうな急激に日本の輸出が伸びることによって、アメリカにおきましていろいろな摩擦を生じておる面もあるようであります。こういうことを未然に防ぎながら、安定した基礎のもとに常に輸出入とも上昇していくためにはどうしなければならぬかという問題がある。次には、直接に日米の関係ではなくして、対国際的と申しますかの問題があると思ひます。たとえばその一つの大きな現われは、ヨーロッパ共同市場に対して日米がどういう考えでもって臨んでいくか。日米ともに共通の利害を持つておくこともあるし、また多少歴史的、地理的、また経済的の意味からいっても違ふところもありますけれども、しかし大きな観点から見ると、共通した私は基礎を持つておると思ひます。これがどういうふうにしてヨーロッパの共同市場と協力をし、摩擦をせずに世界全体の経済を進展せしめるかというふうな問題に関する日米協力の問題がございまして、さらにまた、今問題になっておる低開発地域に対する経済的

開発ということとは、世界、特に自由主義国だけではないに、共產国も興味を持っております、非常に関心が深い問題であります。われわれとしてこれに對して技術、資本の面においてさらに有効な協力を進めたいかなければならぬが、これらのことをどういうふうな日米において協力をしていくかという問題、これらの問題を通じて、あるいは国際会議であるとかあるいは従来は正式の外交ルートを通じて、一そう緊密にしていくことはこれはもちろんであります。しかしさらに、このアメリカ経済の実体を動かしておるものは自由経済でございますから、いわゆる言葉は適當であるかどうか知りませんが、アメリカの経済界とか財界というものと、日本もやはり自由経済でありますから、また日本経済あるいは財界との間における緊密な関係を結んでいくことが私は必要である。現にそういう点については足立日商會を中心として日本の側においてもいろいろな考へが進められており、アメリカ側もこれに對應していろいろなことが進められておまして、この秋には向うから相当有力な人を招いて、これらのことについて話し合うというようなことを実現する運びになっております。そうしたいわゆる政府の従来の関係における外交的なレベルにおける活動を一そう有効にすると同時に、また民間におけるそうした関係を一そう緊密にすることによって、以上申し上げました各般の経済協力を進めていくことが必要である、かように考えております。

○永野護君 時間の関係もございますから、逆に私はこうしたいと思ふのだけでも、それに対して總理の御所見はどうかというふうな質問の仕方をさせていただきます。

私はこの日米の間の新しい条約は、軍事問題に重点を置き過ぎる、實際上われわれの国民生活にまっとうな影響のあるのは経済問題だと私はそう考へておるのであります。昨日以来の質問に答へて見ます、軍事問題のこの条約の効力を発効するのは、あつてはならず、またなかなか實際はない、こう考へておるのであります。今の武器の発達の上から見ますと、かりにこの条約があつても、ほんとうに戦争が始まったならば、この条約に基づいてアメリカの援助を得ても、おそらくそれはガッツ・オールになるような気がするものであります。従いまして、そういうことはあつてはならぬ。しかしながら、経済的提携の問題は、今日ただいまから幾らでもアメリカと協力をし、その実効を日本が享受し得るケースが非常に多いのであります。そこで私は、最初の軍事の方に合同委員会を作つて、どういうふうな援助を具体的に相互にしようというやうなことを研究される機関ができておるのでありますから、それよりもっと實際上効果の多い経済面の提携を、どうして具体化しようじやないかという兩國の機関をお作りになつて、この経済委員会と軍事委員会の二本の柱でこの安保条約を運営される必要があり、またいろいろな世間の思惑に對しましても、それができておれば、安保条約即軍事同盟というやうな非難を緩和することもできるであらうと私は考へるのであります。

そこで私は、今度の全權の中に実業界における最も誠意旺盛な藤山外務大臣が加はられ、さらに現役の足立商工會議所会頭が加はりましたので、必ずや今度の安保条約を調印されるときには、この経済委員会の構成をお作りになつて、具体的に日米間の経済提携は、どこにどういう形でできるかということを研究する機関をお作りになつて、結論的にどういうことをやるというやうなことでまとめてお帰りになるという期待にいたしておると思ふのであります。どうすることがいいかということを研究する機関くらいは作つていただけるものと期待しておたのであります。遺憾ながら今日まで政府間のそういう経済問題に関する合同委員会はなかなかお立ちしないというふうに承つておられます、せめて民間ベースでどういうやうな話が進んでおるとのことでありまして、これは国と国との約束で、国と国とがどうして提携していくかということを研究する機関を作ることとは、民間の問題ではなくて国と国とでやるべきことがたくさんあります。もちろん民間にもあります。ありますけれども、それは国と国とで約束する大きなワクの中で個々に具体的な運営を、これは民間の両方の委員で研究するというのが適當であるかもしれません。しかし軍事委員会に匹敵する国と国との責任者が出て話し合う一つの経済的の相談の広場を作ること、これは安保条約に面龍点睛の意義を与えるためにぜひ必要だと、私はこう考へるのであります。

そこで、結果においてはそれは今度きておられないのですけれども、今申し上げるやうな観点から、私はそれを期待しておたのであります。そこでこの問題について、一面において政治

的感覺を十分お持ちでありながら、同時に実業界の最長老であり、経験豊富な藤山外務大臣が、この問題についてどういふ努力をされ、今日どういふ現状になっておるかということ承りたのであります。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 今回の条約締結にあたりまして、お話のように、われわれとしては、総理が先ほど申されましたこの安保条約の基礎条件としての大きな柱であります社会的、経済的な両国の関係を打ち立てるといふ事項を、NATO、SEATOその他に照らし合わせましても作業することが適当であると思ひまして、その点について交渉の過程で妥結を見たわけでございます。しこうして、これが実際の真現のための問題として今御指摘のような経済委員会等の問題もございします。大体この条約を作りますときに、多数国間の条約でございますと、原則として多数国の合意を要する問題でございますから、従つて、個々の折衝を多数国間にいたしますことは、なかなか意思疎通の上で十分でない。従つて、経済委員会なり、あるいはNATOをやつておりますような、理事會において経済問題を取り上げるという形がとられておりますけれども、二国間の場合には、平常の外交ルートをもつて絶えず緊密な連絡をいたして参るのでありますから、特に経済問題等につきまして、時々刻々に情勢の動いております問題を扱いますために、必ずしも常設委員会を作る必要もない、むしろ迅速に外交ルートを通じて話し合う方が適當でないかという考え方を一面では持つたわけでありまして、しかしながら、今御指摘のありましたように、

に、何か日米両国の経済首脳者、あるいは外交の首脳者が時々合會をいたしまして、そうして話し合ひをするということも、さらに一そう有益であることは、これは申すまでもないことでありますので、今日までの経過において、われわれ条約作成の上において、右申し上げましたようなことで、条約作成と同時に何かそういうものを考慮はいたさなかつたのであります。が、そういう点についてわれわれも今後御指摘のありましたようなことを十分考慮しながらこの安保条約の運営に当たつて参りたい、こう存じております。

○永野護君 先ほど申しますように、今日の日本は、安保条約を承認していい、しなくともいい、自由に考えた方がいいのだというやうな日本の経済の實質ではないかと私は判断しております。あります。が、しかし日本も独立国である以上、一日も早くそういう考えが自由になるやうな立場になりたいといふことは衷心願しておるのであります。つまり経済的に自立して、そして日本がソ連側に付こうとアメリカ側に付こうと、あるいは全くこの世話に考へ得る實力を、一日も早く持ちたい。私は先ほどお話のありましたやうに、国内の所得増進計画、日本国民の生活をもつと自由にしようというやうな目標もまことにけつこうでありますけれども、具体的にいへば、日本の経済をどこの国のお世話にもならない、国として自立のできる経済を一日も早く作りたい、こう考えておるのであります。それまでは願ひ自重いたしまして、どうしても心ならずもどこの国のお世話にならなければならぬ。たと

えが卑近で非常に失礼であります、非常に優秀な子供——これは大学を出ればりっぱな大金持ちにもなり、あるいは隆々たる位置にもつき得る人でありまして、子供で、まだ小学校に通うやうなときに、将来非常に伸びる素質のある子供だからといって、今すぐその重任をそれに背負わせることはできない。先ほど菅野長官も言われましたやうに、私も同感で、日本民族の本質には非常な期待を持っております。必ずや、人様のお情けにたよらなければ生きていけないというそんなにくじのない国民ではないと考えておりますけれども、しかし、その間にタイミングの問題のあることだけは、いかんともしがたいと思つております。私どもは、よくアメリカのいろいろな雑誌や新聞、あるいは議会の論議の中に、日本人はアメリカの納税者の負担において飯を食つておきながら、何んてなまぬいかなことを言うかというやうな記事を見ますときには、ほんとうに憤慨するのであります。一日も早くそんなことを言われぬやうに、りっぱに日本国民の自力で食つていける時代を念願しておりますけれども、それまでは、そのある一定の期間までは、どうしてもアメリカの力を借りて、そういう時期が一日も早くくるやうにしなければならぬ、こういうこと、これが同時にアメリカの利益だと思つておるのであります。すなわち、アメリカの納税者の負担が少しもなくなつて、そうしてアメリカにそういう親近感を持つ国が東洋にできるかということは、これはアメリカの利益になると思つておられますから、そういうことを、どうしたならば日本が一日も早くアメリカの世話にならな

くて自立ができるという方途を、具体的に研究する委員会があつてもいいじゃないか。私は、こういう経済委員會でも作ると、すぐ関稅率の問題や割当の問題なんかで何か文句を言つてくるであらうというやうなことをアメリカ人が心配するのは、これはとんでもないこと、そんなことを考えておるのではございません。日本経済自立のためにやることは、アメリカとの今の貿易の割当とか関稅の問題とかを抜きにしてもたくさんあります。先ほど総理も言われましたけれども、東南アジアとか、あるいはアフリカ、まあAA地域、さらに南米におきましても、たくさんある仕事がある、日本にきております。日本の優秀なる技術と、それらの土地の天然物、これはそろつておるのでありますけれども、残念ながら資金が足りない。これをアメリカの力によつて、その資金と技術と物資と、この三位一体の運営ができましたならば、日本の経済の将来というものは実に明かになる期待が持てると思つております。私は東南アジア各地を歩きまわつていつも感ずることでありまして、けれども、今までの日本の東南アジア経済政策が、すぐそこから何か持つてくるといふものがない、經營の価値がない、あそこには一体何があるか、何を持つか、これらのだといふことで、その先方の価値判断をしておつたのであります。法であつて、まずその国を金持ちにするに上つて、そしてその国の生活水準を日本の商品の市場にする以外に、安定的な輸出振興策というものはないと、私は現地にいろいろ見聞きしま

して、そういうやうな確信を持つておるのであります。で、現地を金持ちにするためには、今申しましたやうに、日本の技術で応援することはもちろんでありますけれども、その資金をアメリカの資金にたよる。ことにこれらの地方においては、白人種に長いこといじめられておりましたために、アメリカの資金を直接に借りますと、また再びあの奴隷生活に戻る何かの結びつきになりはしないかといふことを、日本人には想像もつかぬくらいおそれております。私はかつて東南アジアの向うの有力者に会つたときに、金が非常になくて、のどから手が出るほど金がほしいときに、アメリカがポイント・フォアの資金を國會で議決して出してやろう、無償で出してやろうといふやうなことができたので、なぜ飛びついてあれを借りないのかと申しましたときに、お前はあの小さな三つの子供にその前で土下座をさせたやうな、あの苦しい體驗を持たぬから、すぐそんなことを言うのだ、あの苦しい生活體驗を思い出すと、再びあゝいう目にあうかもしれぬといふ懸念のあるものは、どんなにのどがかわいても手が出ないのだ、お前はあの苦しみを知らないのだ、お前はあの財政当局に言われたことがあるのであります。ああそんなものかなと、今さらのごとく感じたのであります。従いまして、これらの資金も、日本というルートを通りますと、非常に受け取りやすいのであります。ことに、いろいろなのは申しませんが、少数の、大多数は、この東南アジア一帯の新しい独立国は、今日自分たちが独立

し得たのは日本の尊い犠牲のおかげだ
という事は、十二分に了承いたして
おります。従いまして、日本の技術や
日本の資金の援助を受けるときに
は、今申しましたような奴隷生活の再
現に結びつくという懸念はほと
んどないと言つてもいいのでありま
すから、アメリカが直接に出ていくよ
り、日本というワン・クッションを
通つていく方がアメリカのためにも
いいと思つてあります。そういう意味
におきまして、単にアメリカの国内産
業に関する影響のある点ばかりでなく
て、広く世界の資源開発のために、今
申しましたようなアメリカと日本との
協力を考える余地がある。それを具
体的に考える機関が何かあつてもいい
じゃないか。もちろん外交ルートとの道
は開けてあります。けれども、何と申
しまして外交官はいわゆる専門の領
域がございまして、そのいう経済
に限られましたことを専門に研究する
というふうな時間もありませんし、ま
た知識、経験にも乏しいところがあり
ますから、そういう経済問題を中心に
して研究する委員会をぜひ作つていた
だきたいということを念願いたすもの
でございまして、これは私の希望を申し
述べておきます。

で、きわめて小さいことであります
けれども、立ちましたついでに一つ
伺つておきたいのは、第二条に、「締
約国は、その国際経済政策における
い違いを除くことに努め」と書いてあ
りますが、この条文をお作りになりま
すときに、日本の経済政策と、アメリ
カの経済政策との間に、どういふ食
い違いがあるというふうに認識せられ
て、この条文ができたのかということ

を、ちょっと参考にとつておきたいと
思います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 日米安保
条約におきます国際経済の第二条の
「い違い」ということは、文章自体
は、同種のNATOに大体これはな
らつたわけではございまして、が、し
かし、NATOにおきましても日米間
におきましても、その基本の経済政策
というものは自由主義にあるというこ
とは、これはもう根底において同じ
ございまして、その意味におけるい
わゆる食い違いというものは、これは
ないわけではございまして、しかし同
時に、自由主義経済を採用しております
場合には、その国の置かれております
立地条件なり、資源の状態なり、ある
いは経済発展の段階なり、そうした
いろいろな観点から見て、おのづから経
済政策に段階もあり、あるいはその時
期等については、諸般の考え方の違いが
出てくるのではないかと思ひます。そ
ういふものに関しまして、十分な調整
をとることが必要であらうと思ひます
ありまして、アメリカがヨーロッパの
先進国と結んでおりますこの種条約の
経済条項の中には、この問題が入つて
おるのでございまして、日本もそれ
ならつたと申すとおかしいのでありま
すが、SEATOでありますとか、あ
るいは米台条約等にはこういう表現は
ございせん。日本もどうやら国際経
済の中に立ち得る立場に立つてきてお
りますので、私もその立場の意味
から申しまして、こういう字句をとる
ことが適當である、こう考へておるわ
けでございまして、

たのでありますが、繰り返して申しま
すけれども、日本の一日も早く自主独
立に進むべき道を考えるために、ぜひ
日米協力したそういう経済目的を達成
するための委員会を作ること、この
上ともの御努力をしていただくこと、こ
れを繰り返して申し上げます。私は、私
身の経験というんな計画から見まし
て、このA地域における資源開発を
することに、現在アメリカから
受けておりますような援助は受けなく
ても成り立つような経済の達成には、
やはりどうしても十年かかる、こう考
へておるのであります。たまたまこの
条約が十年ということになつておりま
すので、その意味におきまして、私は
この十年ぐらひはぜひ引き続きめんど
うを見てもらいたい、こう考へてお
るのであります。この十年の期間の
問題が長いとか短いとかいう議論があ
りますが、私は経済面から見まして
も、この十年はぜひ必要だと、こう考
へておるのであります。

それからもう一つ、これも非常な
老練心でありますけれども、中立論を
言う人に私会つていろいろ聞いている
うちに、二つの違ったグループがある
と思ふのであります。一つは、今の
現実の日本の経済生活が非常に恵まれ
ておるのに目がくらんで、日本はやつ
ていけるんだ、やつていけるんだある
から、まあなるたけあぶない橋を渡ら
ぬ方がいいというふうな意味における
中立論と、もう一つは、日本がやつて
いけないという事は十二分に承知を
しておるのであります。どこかの世話
にならなければ日本は生きていけない
という事は知りつつ、なお中立論を
言つてアメリカは帰つてもらつてくれ

というの、取りもなおさずアメリカ
から切り離しますと、日本の経済は立
ち行かぬという現実が出て参りますか
ら、そうしますと、本音を吐いて、そ
れでは一つソ連と結ぼうじゃないか、
中共とどうとかという、その切り札を
出す前提として中立論とがあること
を痛感いたしておるのであります。従
いまして、どちらにいたしましてもし
この中立論というものがぐらひ危険なも
のではないと、こう私は考へておるので
あります。

以上、はなはだまとらぬ話でござ
いましてけれども、これをもちまして
終わります。

○委員長(重光葵君) ちょっと速記
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(重光葵君) 速記を始め
て。

それではこれにて午後一時三十分ま
で休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後二時八分開会

○委員長(重光葵君) 休憩前に引き
続き、委員会を再開いたします。

ただいま委員の異動がございまし
た。永野護君が委員を辞任され、その
補欠として井川伊平君が選任されまし
た。

○委員長(重光葵君) 日米安全保障
条約関係三案件の質疑を続行いたしま
す。鹿島守之助君。

○鹿島守之助君 私は、新安保条約に
はぜひとも経済援助並びに協力に関す
る規定を挿入してもらいたいことを、
機会あるごとに、岸総理大臣、藤山外

務大臣、自民党の幹部、財界要路の各
位に要望していた次第であります。が、
今回これが実現せられたことを衷心よ
り喜ぶものであります。ところが、衆
議院審議の過程においては、ほとんど
経済問題について十分満足な審議が行
なわれなかつたばかりでなく、また新
聞、雑誌、放送、世論等も、はなはだ
しくこれを監視するように見受けられ
ますが、まことに遺憾に考へておるも
のであります。実際この条約が批准せ
られ、成立した際には、真に国民の生
活を保障し、富の増進を絶えず向上せ
しめ、社会福祉を増進せしめるものは
この経済規定であるとかたく信するも
のであります。さらにまた、最近ソ連
のフルシチョフが平和共存と競争の新
しい政策を打ち出して以来、この経済
問題は国際政局の上において非常な重
要性を帯びてきたのであります。アイ
ゼンハワー大統領のごときも、その重
要性を感知することをおさつたこと
を後悔しておるのであります。すなわ
ち、すでに二年前、アイゼンハワー大
統領は、その年頭一般教書において、
軍事的抑制力を論じた後に、続いて、
われわれに向かつて、すでに開始され
ておる別種の戦争、すなわち共産帝国
主義者が自由諸国に対して開始した巨
大な経済攻勢について、次のように真
剣な意見を述べております。「共産帝
国主義政権は、最近ようやく、直接武
力に頼つて拡張しようとする企てで大
きな挫折をなめてきた。その結果、彼
らは政治的支配の前提として、特に新
しく開発途上にある諸国の経済的浸透
に大いなる力を集中し始めた。この非軍
事的な活動を通小評値するならば、そ
れはわれわれの軍事力にかかわらず、

自由世界を打ち負かすことができるであろう。われわれのうちの多くのものがこのことを認めず、あるいは認めようとしないうちに、それ自体のゆえに、この危険はいよいよもって強まっている。最初の人工衛星の打ち上げが世界に与えた心理的衝撃を、われわれの大多数が予期していなかったことは認めなければならぬ。ソビエトの経済攻勢の持つるかに重大な衝撃を予想しないがために、いま一つの分野で同じあやまちを犯さないことにしよう。」

また、それとは同じころ、ニクソン副大統領も、国防における非軍事的要素の重要性について、次のように指摘しております。「共產主義が過去において成果をおさめてきた非軍事的領域での脅威にわれわれが対処できなければ、世界最強の軍勢力をもつても米国の自由は救えないであろう。そして、もしわれわれ米国民が世界の対立に対して近視眼的見解をとり、対外援助を縮小し、互恵貿易をかたわしにかつ宣伝企画を怠るならば、われわれが、ミサイルや潜水艦や航空機のために使う膨大な金はどぶに捨てるようなものであると、私は諸君に申し上げたい。さらにまた、英国においても、決して経済問題の重要性を看過してはいないのであります。たとえばイギリスのソ連通ハリー・ウェルトンは、その近著「第三次世界大戦」において、「新なる戦場は貿易と産業」という副題が示しておる通り、フルシチョフの新しい経済宣戦を重視しておるのであります。ソ連の真の意図を正しく把握し、国際共産主義のストと破壊活動使徒の実態と、その貿易攻勢のからくりを、おそきに失しないうちに的確に認識す

ることの必要を強調しております。彼の見解では、第三次大戦は二つの経済制度をめぐってすでに始まっているのであり、貿易と産業が戦いの場となっている。この戦いに破れるならば、イギリスなどの貿易国は直ちに経済的破滅の運命をたどることになると申しております。しかるに、日本においては日本の平和並びに安全を確保する上において、経済問題の重要性があまり感じられていないことは、はなはだしい認識不足と思うのであります。かような見地から、新安保条約前文、第二条並びに岸・アイゼンハワー共同声明に關し、主として経済問題並びにその運用について若干の質疑をいたしたいと存するのであります。

午前中、永野委員からこの経済問題について質疑が行なわれましたが、それは主として国内問題としての経済問題でございしますが、私の質疑は、主として国際経済の観点から、国際競争力の観点からお伺いする次第でございしますから、主として藤山外務大臣から伺いたい。それで足らぬ分は通産大臣その他の方から承ることができれば幸いと思ひます。

まず第一に、日本国の経済協力を規定してある新安保条約第二条は、NATO北大西洋条約第二条、SEATOすなわち東南アジア集団防衛条約第三条、アメリカ合衆国と中華民国との間の共同防衛条約第三条と全く同趣旨の規定のごとく認められますが、これら諸条約との間に何らかの相違点がありますか。あれば承りたい。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 今回の安保条約におきまます経済条項と同種のものでありますのは、御指摘になりまし

たように、北大西洋条約の第二条、それからSEATOの第三条、今お話のありましたような米華条約の第三条でございまして、大体SEATOと安保条約との間ではほとんど同じ表現が用いられておりますが、SEATOの第三条には技術援助について言及をいたしております。また、米華条約におきましては国際経済の食い違いがないということについての規定がございせん。これはそれぞれ日米関係が、NATO諸国の関係と同じく、いずれも政治的にまた産業的に発達した国家間の関係であるということに基づくわけでありまして、われわれもそういう意味においてこれらの取り扱いをいたしたのでございまして、経済問題に例をとって考えてみますれば、経済援助の問題よりは、むしろ経済協力の問題が中心のものとして考えられておるのがそういう意味における相違点だと思ひるのであります。

○鹿島守之助君 次にNATO、SEATO並びに米華条約の経済条項が実際にいかに運用されておるのか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) NATO条約の発効の当初におきましては、御承知の通り軍事機構の整備等が問題になっておりましたので、あまり経済条項の活用ということとは関係がいたしておりませんが、軍事機構の整備に伴ひまして、一九五一年の九月にオタワで開催されました第七回の理事会において、広範な大西洋共同体内の協力強化についての検討が行なわれたわけでありまして、その結果、いわゆるオタワ宣言が発表されたのでありまして、ベルギー、カナダ、イタリア、オランダ、

ノルウェー五カ国代表よりなる閣僚級の委員会が、NATOの理事会に對して、その実施について、経済上の実施についていろいろ勧告をいたしております。経済的な、金融的かつ社会的協力を緊密化することが書かれておるのでありまして、同委員会の報告の中では、貿易の発展と自由化、OECDとの協力関係の強化等が特に強調されております。その後、一九五六年五月のパリ會議におきまして、再び大西洋共同体の共通利益の増進という課題が取り上げられておるのでありまして、経済問題の政治的な面について定期的な検討を行なうこと、NATO締約国間における国際経済政策の食い違いの除去に努めること等が合意されております。さらに広く条約第二条のもとにおける非軍事的協力一般について検討をいたし、報告すべき閣僚委員会の設立がございまして、イタリア、ノルウェー、カナダ三カ国によって構成され、同年の十二月のパリ會議にその報告書が提出されております。その報告書の次第を申し上げますと、健全かつ発展する経済を建設するための国際的かつ個別的な行動、貿易支払い及び労働力、長期資本の移動についての可能な限り最大の自由、後進国経済援助等が特に必要と認められるということとでございまして、なお昨年の十二月のNATO総会におきまして、主として今後の情勢から、経済問題がNATO理事会の相当な大きな議題になったこととは御承知の通りでありまして、その結果が後進国援助問題というのに発展しつつあることは御承知の通りだと思ひるのであります。

なお、SEATOにおける経済協力

問題はNATOの場合と異なりまして、主として後進国に對する経済援助の問題が中心となっており、アメリカの経済援助は特にSEATO加盟国に對するものとは限らないものでございしますけれども、SEATOのワグ内でもできるだけのことを考えていく、またオーストラリアは独自にSEATOのワグ内で現に援助を行なっておりますのでございします。一九五九年八月バンコックにSEATOの技術専門學校が開設されました、米英仏合同の援助のもとで今日経営をされております。条約機構としては、SEATOの理事会のもとに経済問題について諮問に應じます経済専門委員會が現に置かれておるわけでありまして、特に運用の点で見るべきものは今日までは外部からはわからないのでございします。

○鹿島守之助君 次に、新安保条約第二条とMSEA協定の関係について伺いた。新安保条約第二条は非軍事的援助だろと思ひます。MSEA協定は軍事援助でありまして、NATO、SEATOのみならずMSEAと同種の規定が入っておりますが、これはどういう関係でなせMSEA協定を新安保条約に入れなかったかということを知りたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 特別にMSEA協定と今度の第二条との関連はございしません。従つて、今回の場合におきまして、MSEA協定中の安保条約に言及いたしております字句に對する読みかえの規定を置くことにいたしましたのでありまして、MSEA協定の運用と平和的な経済協力の基礎を築きます問題とは同一視しない方が適當だと

方としてならば、あるいは現状においてもそういうことが可能であろうかと思ひます。これらの問題については、非常に大きな現在の基礎的な各国の立場というものを考慮いたしませんと、いたずらに提唱いたしても、必ずしも実現可能だとは思ひませんが、今申し上げましたような意味において、われわれも考慮していく余地があるのではないかと、こう存じております。

○國務大臣(岸信介君) たいま外務大臣が基礎的な考え方を申し述べましたが、私も大体外務大臣と同様な考えを持っております。ヨーロッパ共同体の歴史的な、あるいは政治的経済的基礎の条件と同様なものが、太平洋を中心とする諸国の間に、やはり同様な歴史的、政治的あるいは経済的事情が、直ちに存在するとはまだ言えないと思ひます。しかしながら太平洋を取り巻いている国々が、今中共を除いては、この自由主義の陣営に立って、政治的な基礎を同じくいたしておりますし、また最近においては、お互いの経済交流もだんだん盛んになってきております。また日本として東南アジア諸地域の経済開発や、あるいは中南米等との低開発国の経済の開発、その国民生活の水準を高めるというようなことに対しては、非常に強い関心を持っており、また工業的な先進国であるアメリカ、カナダ等も同じような考え方を持っておられることをみますと、いわゆるヨーロッパ共同体という形に、今日の状態で直ちに持つていくという事は、非常に困難であると思ひます。けれども、何らかの意味において、太平洋を取り巻くこれらの国々が、経済的の従来

持っている関係、またそれがだんだんと深まりつつある関係というものを、一層有機的に強化しようという方向に向かつてわれわれが努力し、そのための適当な国際的な会議とか、あるいはお互いの意見の交換というようなことを、今後やはり取り上げて、日本としても進んで行くべきものであらう。しかし直ちに共同体というようなことに結びつけて考えることは、現在の状態においては、私はまだ基礎条件が整っておらない。かように考えております。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。最近ヨーロッパ経済共同体ができてから、自由貿易連合、あるいはまたごく最近に中南米の経済協力というようなことが言われております。私は、このヨーロッパ経済共同体と自由貿易連合の差があるのはどこにあるかと申しますと、やはりヨーロッパ経済六カ国のごとく経済力が非常に均等だ、大体似ている、それから政治的に非常に今後つながらなければならぬというシューマンの思想があるのですが、しかし経済共同体は自由貿易連合がいかにいいという事は、経済的に相当の差がある。だから私は、東南アジアあるいは太平洋の経済共同体と、こう言われますけれども、共同体となるのはおのずからそこに経済力が大体似ていることが必要である。だから理想はコモン・マーケットというところまでいかなければならない。それにはまず後進国開発、コロンボ・プランによりますか、あるいは第二世銀によりますか、あるいは今度のOECDのあの思想でいきますか、こういうことで後進国が相当の経済力を

持つことが前提だと思ひます。各国と共同して、そういうことをやると同時に、日本は特殊な関係にありますから、もし日本がもっと資本を持ったとすれば、日本独自でもそういうことをやっていくべきじゃないか。私は日本の経済力が、明治から大正、昭和にかけて、日本の開発だけではあり余り、朝鮮、台湾、満州に相当の投資を毎年いたしております。また昭和五、六年などは東南アジアへの投資も、昭和十二、三年ごろは一年に当時の金で一、二億圓投資しておったと思ひます。だから日本の経済力をふやしていく上において、日本独自でも東南アジアを開発していく、あるいは円為替の導入とかあるいはライス・バンク・東南アジアの米の不足の所へ、日本が何とかこれに仲介に立つて、あり余った米を日本の倉に入れたるよりも、ビルマをインドへ持つていくあるいはタイ米をインドネシアへ持つていく、その間日本の資本でつなぎ合わせる、こういうような日本独自で相当の開発をして、しかる後に、各国が大体同じ歩調で行ける程度になつてコモン・マーケットになるのじゃないかと思ひます。従ひまして、理想はそうでございますが、現実的には、各国と共同して後進国の開発をし、そうしてまた、日本がアメリカと提携して、アメリカの資本によつての東南アジア開発、こういうことが前提だと私も考えておるのであります。

○國務大臣(菅野和太郎君) 太平洋共同市場の問題につきましては、総理初め両大臣から詳細にお話がありましたし、私も大体同じ意見であります。現在のところは太平洋共同市場を作るのには少し時期が早いのではないかと、まず日本といたしましては、貿易、為替の自由化を実現して、その上でまたこの共同市場の問題を考えても決しておそくないじゃないか、こう考えておる次第であります。

○鹿島守之助君 今日核兵器の時代あるいは宇宙時代におきまして、日本が主権国家としてやっていくのには、自主独立、自給自足という観念は、一般的に世界的に時代おくれでございませう。どうしても日本一國だけでなしに、もっと経済を広域経済でやっていくなければならぬ。そこで前の外務大臣岡崎勝男氏が、日本の外交の過去、現在、将来という論文を発表されておられますが、将来の外交として、Aグループのコン・マーケットのような構想をやっていく、一つぐらい日本人は大きな夢を持たなければ……Aグループ共同経済よりも、まだ私は太平洋共同経済、コン・マーケットの方がはるかに現実的だと思ふのであります。藤山外務大臣から、これに対してAグループの共同経済か、それとも太平洋コン・マーケットかどちらがプラクティカルであるか、現実的であるか、御所見を一つ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 御承知のようにAグループ、いわゆる東南アジア各国、中近東の国、またアフリカの新興国、そういうものがAグループとして入つておると思ひます。これらの国の経済状態というものは、ある意味からいへば似通つたところが多いという事は、これは言えると思ふのであります。その意味におきまして、経済発展の段階からいいたしまして、あるいは経済運営の将来の問題としての進路というものについても、ある何と申しますか、第一次産品、いわゆる農業生産品から工業生産品に移るといふ過程を見ましても相似点があると思ひます。ただ、その意味においてはAグループの経済的な相似というものは、これは考えられるわけではございませんけれども、しかし何と申しましても、まだ現在のような経済発展段階におきまして、しかも同じような第一次産品をもつて、いわゆる言葉をかえて申せば、植民地経済の域を脱していない所が共同して同じような商品な扱つていくという場合においては相剋摩擦があるからこそ、そういう共同体を作つて何か調節をするということが必要である場合もあると思ひますけれども、その意味においては、いわゆる欧州経済共同体とは若干本質において違つたものでございまして、それならば申しますと、太平洋における国々、太平洋を取り巻く国々と申しても、インドネシアとありまして、フリーピンでありますとか、国は違ひますが、豪州、ニュージーランドあるいは南米、アメリカ、日本を加えますと、ある意味においては工業化が若干進んでいるというふうにも考えられるわけでありまして、何らかそこに相似点が見出せないわけではございませんけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、これらの国における基本的な経済の立場というものは変わつておるわけでありまして、そこいらにおいてすぐにどちらが作りやすいかという問題になると、非常にむずかしい問題だと思ふのであり

まして、今にわかに、正直に申して私もそれに対して判定をつけるだけの能力は持っていないのでございます。

○鹿島守之助君 次に岸・アイゼンハワー共同声明によりますと、岸総理大臣は、「日米が相互に関心を有する経済問題に相互に協力をすることの重要性を強調し、大統領も全く同感である旨を述べた」と記載せられてありますが、それはいかなる経済問題であるか、具体的に承りたいのでございませうが、この太平洋・モン・マーケットのような問題は、常時継続的に一つ協議が願いたいと思つてございませうが、御所見を伺いたいと思つてございませう。

○国務大臣(岸信介君) アイゼンハワー大統領と私の会談において、またその会談の経過につきまして共同声明が出されたわけでございませう。今御指摘のありました点において、私の特に関心を持っておる経済問題と、継続的に協議をしていくという二つの問題に重点を置いて話をし、また、その結論を共同声明に出したわけであります。そこで、日米が共同の関心を持っておるこの経済問題ということ、午前中に永野委員にもお答えを申し上げましたが、大きく分けて、私は日米両国が利害関係を緊密に持つておるこの両国間の経済交流の問題あるいはそれをさらに広げて言へば、貿易の問題、資本交流の問題、技術交流の問題等があげられると思つて、こういう問題と、さらに国際的な問題として特に低開発地域におけるこの経済開発というものを、これらの地域における国民生活の水準を高めていくようなことは、これらの地域における人々の

福祉であり、また両国のマーケットとして将来に期待する意味からいっても必要であると同時に、これが開発され経済生活が安定することが世界の平和の上においても大きな意義を持つものであるから、この点に關しては特に両国は、従来もある程度の東南アジア方面について協力してやうたことはあるけれども、さらにこれを一そう有効化すように、また具体的に進めるように考えなければならぬ。こういうことはただ単に、プリンシプルとして考えるだけではなくして、具体的なプロジェクトなりあるいは具体的な計画を進めることを考へていく必要がある。ただ問題が起つたときにそれを取り上げて、両国の間の、あるいは外交ルートを通じて話をすると、あるいは何か具体的な問題ができたときに、関係の間に於いてたゞ話し合うということではなしに、そういう共通の問題に關して日米両国の間において継続的に話し合いをし、協議をするようなことが望ましい、いわば一つの考え方がアメリカに起つてくれば、これを日本側においてその考え方に於いて事前に話し合つて一つの方法をきめるとか、あるいは具体的な計画をきめるとか……

ただ計画が具体的にきめるときに、また話をすると、これは不十分だという意味のことを実は申し上げたのでございませう。従つて、午前中にも永野委員の御希望もあり、また鹿島委員からも、日米における経済委員会というふうな構想についてのお考えが出てくるわけであります。ただその当時において、具体的に委員会を作るとか、どういう構成で何するかということについては、なお両国において十分

検討する必要がある。少なくとも継続的に協議のできるような態勢をとる必要があるという意味で、実はこの二点を強調してアイゼンハワー大統領に私から意見を陳列したのに対して、アイゼンハワー大統領は全く同感だ、これは両国で十分今後検討しようじゃないかということが、この共同声明の真意でございませう。

○鹿島守之助君 共同声明にある低開発諸国とはどんな国をさすのであります。東南アジアが入ることは間違いないが、中南米、これも入るでございませうか。

○国務大臣(岸信介君) 一般的に通俗的に申しますと、いわゆる第一次産品である農業をもつて経済を立てておる国というのが一般概念だと思つておるが、しかし、豪州のような農業を主とした国が低開発国だとは言えないわけでありませう。従つて、低開発国といふものの定義はむしろ、低開発国といふものが、国連におきましては、低開発国といふものを、国民一人年間百五十ドル以下の所得の國を低開発国としております。その基準によりまして、日本を除くアジア全部、イスラエル及び南ア連邦を除く中近東、アフリカの全部、それから中南米諸國の大部分、歐洲の一部がそういう意味においては低開発國であります。世界人口の三分の二を占めておる國連ではそうなっております。

○鹿島守之助君 ブラジルは入りますか。

○国務大臣(岸信介君) 入ると思つております。

○鹿島守之助君 低開発國の援助は、世界の最大の関心事でありますが、こ

れが國際政局に及ぼす影響も重大であります。日本の低開發國に對し援助の範圍、方針、程度等、わかつておれば伺いたいと思つてございませう。

○国務大臣(岸信介君) 御承知のように、まず一般的に言へば低開發國といふのは、農業を主体として工業生産力の乏しい國といわれるのでございませう。従つて、工業を樹立し、そうして日常の消費物資というふうなものを工業的に生産するということに、力を尽くしていくという關係になつてくると思つてございませう。そういう観点から見ますと、技術協力というものが一つの大きな線になつてくる。技術協力の中には、純粹の技術の協力及び経営に對する協力ということが言えると思つてございませう。同時に、低開發國は經濟の發達段階がまだ十分でございませうから、従つて民間資本といふもの、あるいは國家全体としての資本といふものも欠除して、そういう關係がございませう。従つて、そういう面を補つて参りますために、いわゆる海外投資と申しますか、そういう面が強調されてくると思つてございませう。同時に信用の供与といふこともあるわけでございませう。そういうふうな面が、いわゆる協力として大きく浮び上がつてくる線だと考へます。

○鹿島守之助君 次に共同聲明は、大統領が特に日本國民が自由アジアの經濟的發展にますます大きな役割を果たしつたことに言及したとあるが、これの大いなる障害は通商條約の未締結並びにその不備でありませう。これら諸國との間に、早急に通商條約を締結する積極的な熱意と用意がございませうか。この点は特に私の關係する会

社がビルマで、過去五年間にわたつてあの賠償の第一号のブルーチャンの發電の工事をいたしました。五年間にわたりまして、ビルマが官民とも非常に協力してくれまして、何一つトラブルといふものはないに、非常に円満にいったのでございませうが、工事が済みましたらもうその翌日から帰つてほしい。居住権がないのだからといふわけで今まで五年間せつかく親しく、かつまたいふんな取引、友好關係があるのに、通商條約がないために、向こうも、残つていろいろな事業もあるからやつてもらいたいと思つて、こちらもそう思つても、それができないような状態。低開發國の援助と申しましては、今のような状態だといふと、賠償の支払義務がなくなつたら、それでおしまひとなるのではないかと、いふ憂いもあると思つてございませう。この点、通商條約を、東南アジア諸國を通ずる條約を締結していただくというところが急務、特にこの安保條約が通り次第、一つ外務大臣總力をあげてこの問題の解決をお願いしたいと思つてございませうが、御意見を伺いたい。

○国務大臣(岸信介君) 通商航海條約を締結いたしますことは、これはわが國が經濟協力をいたす上におきましても、あるいは貿易の振興をはかります上におきましても、ぜひとも條約上の根據をもちまして、そうして兩國の間にそれぞれ道を開いて参らなければならぬのでありまして、われわれはいたしましても、それに向かつて今日まで努力をいたしてきております。ただ、東南アジアの諸國は、御承知のように、独立後日も浅いわけでございませう。通商航海條約はその内容が非常に

多岐にわたっているものでありまして、特に国内法との関係も非常に複雑なものがたくさんございます。従って、独立の日が浅くて、経験の少ない東南アジアの各国の政府としては、これらの関係を調整し、あるいは誤解なく運用して締結をして参るのには、相当の時間がかかるのでありまして、今日までそういう点について努力をいたしてきておりますけれども、まだはかばかしくいかないことは残念に思っております。しかし、はかばかしくいかないと思しき、逐次われわれの努力の成果が実りつつあるものでありまして、タイとはすでに戦前の通商航海条約を復活いたしております。インド及びマラヤとの間には、実質的に通商航海条約と同一内容の通商協定を締結いたしました。またインドネシア、中華民国はそれぞれ平和条約の中に、通商航海条約に関する規定を設けているのであります。現在フィリピンと通商航海条約をようやく締結する交渉の段取りになりまして、現在東京にミッシェンが来ておりますことは御承知の通りだと思ひます。また近くパキスタンとの間にも、この交渉を開始することにいたしましたので、われわれといたしましては、今後とも通商航海条約の締結につきましては努力をし、各国との間にそれぞれ円満に締結できますように進めて参りたい、こう存じております。

りましてこの条約の価値が非常に変わってくるのじやなからうか。それで、この運用の問題につきまして三つほどの問題について希望を申し述べたいと思ふのです。これは総理大臣また外務大臣からお答えが願えれば幸いだと思ふのです。

一つは、現行の安保条約は、朝鮮事変による恐怖と衝撃から生まれたのであります。安保体制が国民から広く愛せられ、また長く生きていくためには、積極的な経済並びに政治的協力の実践が必要だと思ふのであります。従って、日米新安保条約は、単なる軍事条約でなく、軍事、経済、文化の全面にわたる最高の政治条約として長期的かつ全般的な視野から運営せられたい。

こういう希望であります。これは、NATOにおきましては大体こういう趣旨で運用されておるのであります。最近NATOにおける非軍事的協力に関する三人委員会の報告が発表されております。これは、イタリーのマルティノ、ノルウェーのランゲ、カナダのピアソンの三人委員会の報告でございまして、その十五項には、NATOの運用についてこういうことが書いてあります。「NATOの設立当初より、防衛的協力が第一の、かつ最大の緊急要請事項である。しかし、それだけでは十分でないことが認識せられた。またNATO条約調印以来、安全が今日軍事事項以上のものであることが次第に認識されてきた。政治的協定及び経済的協力の強化、資源の発展、教育の進歩並びに民衆の理解、すべてこれらは、軍艦の製造あるいは軍隊の装備と同様、またはそれ以上に一

国の安全の保護または同盟のために重要なものである。それから、三十六項には、「北大西洋条約創設者の予見したように、政治的及び経済的並びに軍事的な国家間相互依存の発展は、国際的団結及び協力に関する漸増的措置を要求する。若干の国家は、事態が好転する場合に、一定の政治的及び経済的独立を享受できる。いかなる強国も、国家的行動のみによつてその安全及び福祉を保証することはできない。」というふうに、NATOは高度の政治条約として運用されておるので、この新安保条約も、そういう見地から運用されるべきことがよろしいのじやないかと思ふのですが、御所見を承りたい。

○国務大臣(岸信介) 御指摘になりましたように、この新安保条約の第二条、政治経済に関する条項というものは、私は非常に新しい条約の意義の上から見て重要な役割をこれはしななければならぬ規定であると思ひます。従つて、今運営の面においての御意見でありましたが、軍事的な見地における防衛的な協力は、そういう事態が生じた場合において発動するというところでございまして、そういう事態が起こるといふことは、私も実は、この安保体制が厳然として存しておるならば、そういうことも未然に防止するといふ意味において、この条約の意義があると思ふ。ところが二条の規定は、われわれが両国の間の緊密な関係、また経済的な発展の上からいいて、国民の福祉の上からいいて、常時両国にとつて発動し、また運営していかなければならぬ規定であると思ふのであります。

今、NATOに關しての非軍事的協力の委員会におけるところの条項等の意義、宣言等につきまして御指摘になりましたが、私は、新安保条約の運営の上から見まして、経済協力に関する問題や、政治的、社会的の面におけるところの両国の緊密な協力関係というものは、最も重点を置いて常時運営していかなければならない、かように考えております。

意義、宣言等につきまして御指摘になりましたが、私は、新安保条約の運営の上から見まして、経済協力に関する問題や、政治的、社会的の面におけるところの両国の緊密な協力関係というものは、最も重点を置いて常時運営していかなければならない、かように考えております。

○鹿島守之助君 第二希望は、新安保条約と抵触せざる範囲内において、自由主義諸国はもとより、中立諸国並びに中ソその他共産圏諸国との間にも友好親親の政策を推進せられたい。わが安全保障体制は、新安保条約のみに依存し、それに満足することなく、広くわが国や共産圏諸国がその決議に参加せるバンドン平和十原則の精神に基づき、極東の全面平和の実現を期せられたい。

これをちよつと説明させていただきます。これは私に過去に學者といたしまして、同盟協商制度を約十年も研究したものでございまして、同盟協商制度の立て方に二種類あります。ビスマークの同盟協商政策は、御承知のように、ドイツ・オーストリア・イタリア・三国同盟を中核といたしまして、それだけで満足することなく、露國との間に再保険条約といふものを結んでおり、さらにイギリスとの間に地中海協定といふものを結んでおります。し多面的な同盟協商制度であります。しかし、ビスマークが失脚いたしましたから、これを一元化したしまして、あまりにビスマークの制度が複雑過ぎる、ビスマークのようないふ天才は、玉を三つも四つも上げて操ることができるが、われわれはそんな器用な

ことはできない。というので、ロシアとの間の再保険条約を切つてしまつた。それで、あとのビュロー、宰相になったビュローにしても、一九一四年の大戦に突入したベートマン・ホルウヒにいたしまして、一本やりのこの同盟制度といふものが戦争の原因だと私は思ふ。日本の小村、桂、伊藤公、こういう明治末期の大政治家の同盟協商政策も、日英同盟だけでなしに、ロシアとの間に日露協商を結んでおります。三回の日英同盟、と五回の日露協商、この上に日本の安全保障制度ができておりますが、これを補強するものとして、日米協商、日仏協商、こういうふうな多面的同盟協商、この制度の方が、平和を確保する上において、一元的よりもはるかに多面的の方が過去の歴史において実績が上がつておる。この安保条約も、岸総理も言われておられるように、これはスタートであつてゴールではないと言われたい。ありますので、これからいろいろな御考慮があることは思ひますが、ここに申しましたように、これと抵触せざる範囲内において、自由諸国はもとよりのこと、中立諸国、共産圏との間におきまして、友好親親の政策を進めていただくことに、この新安保条約とバンドン決議の平和十原則といふものは矛盾するものではありませんので、これを一つ巧みに、ビスマークのごとく器用に運用願ひまして、日本の平和、世界平和の実現に邁進していただくたい。そういう念願でございます。

○国務大臣(岸信介) 日本は外交方針の基本が平和主義であり、平和外交を基調とすべきものであることは言うを待ちません。また日本のこの立場と

○国務大臣(岸信介) 日本は外交方針の基本が平和主義であり、平和外交を基調とすべきものであることは言うを待ちません。また日本のこの立場と

して、自由主義の国、民主主義の立場を堅持するということも、私は立国の基本として動かすべからざるものだと思います。しかし今日、東西両陣営が立国の基本の考え方を異にいたしてありますが、しからば東西両陣営の間においては、一切の交通であるとか、あるいは経済の交流であるとか、その他親善友好の關係が途絶されるものであるかといえ、そうじゃない。この安保条約が今おあげになりましたバンドンの平和十原則と何ら違反するもの、抵触するものでもないし、また日ソの間の共同声明も何ら抵触するものではない。私どもは一方において日本の立場、日本の平和と安全、繁栄をはかる道としてこの安保条約を締結して、そして進んでいくが、同時に立国の基礎を異にしており、考え方を異にしておる國々との間におきましても、十分の理解とお互いの立場を尊重し合ひ、侵さず協力していくこと、そして友好關係を進めていくという外交を進めていかなければならぬことは当然であると思います。あるいは日ソの間においても、今申しました共同宣言と今度の条約は何ら矛盾するものでもないし、われわれはさらに共同宣言に基づいて日ソの間の貿易協定によって貿易の拡大も考えておりますし、またいろいろの、兩國の間の交通を盛んにすることによって兩國の理解とお互いの信頼またはお互いの間の友好關係を進めていくという考え方に立っていろいろな外交政策を進めておることも御承知の通りであります。決して一元的にこの安保体制だけでもって日本の外交政策が尽きるという問題ではない。十分に立場だけは明らかにし、その立場に基

づいて共產主義の國々との間におきましても、友好親善の關係を進めるといふことはきわめて必要なことである。今後のわれわれとしては、もちろんそういうことを従来も考えておりましたが、今後とも考えていかなきゃならぬ、かように考えております。

○鹿島守之助君 もう一つ希望を申し述べさせていただきます。局地的戦争が全面戦争に拡大する原因は同盟協商制度に基づくものであるが、新安保条約はわが平和憲法の範圍内の制度であり、現に防衛的な性格にかながみまして、わが國は特別の利害關係を有さない地域に発生することある紛争に直接間接に巻き込まれないような格段の御配慮を願いたいと存じます。

○國務大臣(岸信介君) いわゆる第二次世界大戦前と後の國際關係、いわゆる武力行使という問題については、実は根本的に考え方が違つてきておると思います。國際連合の憲章がその点を明らかにいたしておりまして、この安保条約もあくまでも防衛的なものであり、國連憲章五十一條によつて、他から武力攻撃を加えられない限り発動すべきものでないことは、これは言うのを待たないであります。私は過去のいろいろな同盟であるとか、協商であるとかいう關係から、いろいろな問題を戦争を拡大していった歴史については、鹿島委員が御研究になり、また今お話の通りでございますが、今日の國際關係において、また新しい安保条約において、また現行の安保条約もそうでありますが、これらのものというものは純然たる防衛的なものであります。防衛的なものであるということは、抽象的に防衛的なものであり、平和的なものであるということではなくして、現実には他から國連憲章の五十一條によるような武力攻撃が加えられたということに對して、これを個別的自衛權あるいは集團的な自衛權で排除すべきことである、そのための武力行使である。直ちに國連に對してこれに對する通告をして、國連として適當な措置をとるまで

の臨時的な措置として認められておるといふ建前で置くことによって、私どもはこの戦争に巻き込まれるということについて、日本に何ら關係のない、また日本に對して直接武力行使は行なわれておらないというような場合において、この条約の義務として、過去において同盟条約等の關係において立たなければならなかったという事情とは全然これは違つておると思います。しかし國際の關係についてはいろいろな條約がどうなつておるか、あるいは國連憲章の上においてどういふふうになつておるから理論的にこうだということではなくて、實際問題として、この精神を休して、また安保条約の真の意義を十分に休して運営していくべきことは当然であります。こういう意味において日本に武力攻撃を加えられておることでもない、また日本に關係ない戦争に巻き込まれるということなどは、絶対にならしめるといふことに運営上におきましても、特にわれわれとしては十分の意を用いていくと考えてございます。

○鹿島守之助君 最後に、わが外交の新路線について一言希望を申し述べたいと思います。今日核兵器の時代でもあるし、また宇宙時代に即応するような外交が必要じゃないか、一九五七年の後半、ソ連が二つの人工衛星を打ち上げ、いわゆる宇宙時代に入つてきたのです。紛争が起りますと、単に地上だけでなしに地上数千マイルにも及ぶであろうところでありまして、どうしてもわれわれは宇宙時代ということを考慮しなければならぬ時代であります。それで、ソ連が自己の人工衛星を打ち上げた直後、アイゼンハワー大統領と打ち合わせのために米國へ急行しましたマクミラン英國首相は、帰国するや直ちに英國會におきまして、「私は何ら懸念を感ずることなく、今の歴史の真の転換期であると信じておる。ロシア及びソビエト共產主義の脅威が今日ほど大であつたことは今までになかった。これに對して各國の團結する必要が今日ほど切迫してゐることもなかつた」と私は信ずるからである。」「こう声明しました。」「米國人は自國のような大國も同盟國と一緒になければ、もはやその生存を確保できず、ましてその擁護する理想を持ちこたえることはできないと信じてゐる。」「マクミランは報告をしてゐるのであります。かくして打ち出された政策の結論は、米國及び自由主義各國の努力を強化、調整することであり、今や自主獨立、自給自足という考え方は時代おくれであること、自由世界の國々は眞の協力、すなわち力を合せて多くの分野における任務を分担することによつてのみ進歩と安全を見出し得ることを確信したのであります。

それで、新安保条約成立後次に打ち出さるべき政策は、日米間に、さらに進んで自由主義諸國間に、經濟、科學、技術、文化等のあらゆる分野において、その協力が具体的に實現せらるべきことでありましょう。かくしてのみ初めてわが安全と進歩が確保できると信じます。この新安保条約には午前中野澤委員も申されたように、經濟協力につきましても、中ソ同盟条約五條のごときは、もう端のみにあつて手段でソ連と中共は經濟協力、援助する、

ついでに共產主義の國々との間におきましても、友好親善の關係を進めるといふことはきわめて必要なことである。今後のわれわれとしては、もちろんそういうことを従来も考えておりましたが、今後とも考えていかなきゃならぬ、かように考えております。

○鹿島守之助君 もう一つ希望を申し述べさせていただきます。局地的戦争が全面戦争に拡大する原因は同盟協商制度に基づくものであるが、新安保条約はわが平和憲法の範圍内の制度であり、現に防衛的な性格にかながみまして、わが國は特別の利害關係を有さない地域に発生することある紛争に直接間接に巻き込まれないような格段の御配慮を願いたいと存じます。

○國務大臣(岸信介君) いわゆる第二次世界大戦前と後の國際關係、いわゆる武力行使という問題については、実は根本的に考え方が違つてきておると思います。國際連合の憲章がその点を明らかにいたしておりまして、この安保条約もあくまでも防衛的なものであり、國連憲章五十一條によつて、他から武力攻撃を加えられない限り発動すべきものでないことは、これは言うのを待たないであります。私は過去のいろいろな同盟であるとか、協商であるとかいう關係から、いろいろな問題を戦争を拡大していった歴史については、鹿島委員が御研究になり、また今お話の通りでございますが、今日の國際關係において、また新しい安保条約において、また現行の安保条約もそうでありますが、これらのものというものは純然たる防衛的なものであります。防衛的なものであるということは、抽象的に防衛的なものであり、平和的なものであるということではなくして、現実には他から國連憲章の五十一條によるような武力攻撃が加えられたということに對して、これを個別的自衛權あるいは集團的な自衛權で排除すべきことである、そのための武力行使である。直ちに國連に對してこれに對する通告をして、國連として適當な措置をとるまで

の臨時的な措置として認められておるといふ建前で置くことによって、私どもはこの戦争に巻き込まれるということについて、日本に何ら關係のない、また日本に對して直接武力行使は行なわれておらないというような場合において、この条約の義務として、過去において同盟条約等の關係において立たなければならなかったという事情とは全然これは違つておると思います。しかし國際の關係についてはいろいろな條約がどうなつておるか、あるいは國連憲章の上においてどういふふうになつておるから理論的にこうだということではなくて、實際問題として、この精神を休して、また安保条約の真の意義を十分に休して運営していくべきことは当然であります。こういう意味において日本に武力攻撃を加えられておることでもない、また日本に關係ない戦争に巻き込まれるということなどは、絶対にならしめるといふことに運営上におきましても、特にわれわれとしては十分の意を用いていくと考えてございます。

○鹿島守之助君 最後に、わが外交の新路線について一言希望を申し述べたいと思います。今日核兵器の時代でもあるし、また宇宙時代に即応するような外交が必要じゃないか、一九五七年の後半、ソ連が二つの人工衛星を打ち上げ、いわゆる宇宙時代に入つてきたのです。紛争が起りますと、単に地上だけでなしに地上数千マイルにも及ぶであろうところでありまして、どうしてもわれわれは宇宙時代ということを考慮しなければならぬ時代であります。それで、ソ連が自己の人工衛星を打ち上げた直後、アイゼンハワー大統領と打ち合わせのために米國へ急行しましたマクミラン英國首相は、帰国するや直ちに英國會におきまして、「私は何ら懸念を感ずることなく、今の歴史の真の転換期であると信じておる。ロシア及びソビエト共產主義の脅威が今日ほど大であつたことは今までになかった。これに對して各國の團結する必要が今日ほど切迫してゐることもなかつた」と私は信ずるからである。」「こう声明しました。」「米國人は自國のような大國も同盟國と一緒になければ、もはやその生存を確保できず、ましてその擁護する理想を持ちこたえることはできないと信じてゐる。」「マクミランは報告をしてゐるのであります。かくして打ち出された政策の結論は、米國及び自由主義各國の努力を強化、調整することであり、今や自主獨立、自給自足という考え方は時代おくれであること、自由世界の國々は眞の協力、すなわち力を合せて多くの分野における任務を分担することによつてのみ進歩と安全を見出し得ることを確信したのであります。

それで、新安保条約成立後次に打ち出さるべき政策は、日米間に、さらに進んで自由主義諸國間に、經濟、科學、技術、文化等のあらゆる分野において、その協力が具体的に實現せらるべきことでありましょう。かくしてのみ初めてわが安全と進歩が確保できると信じます。この新安保条約には午前中野澤委員も申されたように、經濟協力につきましても、中ソ同盟条約五條のごときは、もう端のみにあつて手段でソ連と中共は經濟協力、援助する、

こう直接に言っておりますが、この新安保条約二条は非常に婉曲に言っている、これは運営で十分補えると思ひますが、科学技術、今日の国家として科学技術の進歩ということは絶対必要であります、そういう点にはほとんど蝕れておりませんが、これは運用、あるいはあとで追加して補うことができると思ひますので、早急にこういう経済、科学、それから宣伝、情報、こうした非軍事的要素におきまして強力な手を打っていただきたい。それと同時に中立諸国はもとより、共産國諸国に対しても、日ソ共同宣言、バンドン會議決議の平和十原則に基づいて友好親親の政策を推進することが、わが外交の新路線であると信ずるのでございすが、御所見を伺えれば幸いでありま。

○國務大臣(岸信介君) 日米の間の新安保条約の第二條の精神については、先ほど米お答を申し上げておるのでありまして、さらに日本は自由主義國の立場を堅持するということを立國の基本として、従つてその思想を同じくする國々、自由主義國との間に於いて、あらゆる面において一そう強力な交流をし、協力を進めていくということが必要であることは御指摘の通りであります。また日米の間に於いて経済協力を進めるといふ上において、この科学技術の進歩した時代において、科学技術の方面における協力について具体的な協定を作つたらどうかという御意見も昨日あつたわけでありま。

が、こういう点についても政府としても十分考案をして参り、科学技術の面における交流を一そう盛んにして、これの向上發達に資していかなければならぬ、かように考えております。同時に先ほども申し上げましたように、われわれはあくまでも平和外交が日本外交の基本でありますから、そういう立場を堅持し、そういう思想を同じくする國々との間に一そうの提携を強化すると同時に、立國の考え方が違つてゐる、また外交方針の基本の違つてゐる國々との間におきましても、平和外交推進の大基本原則からみて、友好親善を進めていくということは、日本の外交の基本でなければならぬ。それには、先ほど申し上げましたように、お互いがお互いの立場を十分に理解し、尊重し、そのことに關して、いわゆる相侵し合わないといふこの基本の原則をお互いに十分に認識し、實踐することとが私は平和を推進し、友好關係を増進するところの基礎である、かように思つております。

○鹿島守之助君 どうもありがとうございます。さういふことを私に質問を終わります。

○委員長(草壁隆國君) 野村吉三郎君。

○野村吉三郎君 すでに同僚の各位から質問せられまして、私は多少重複して、二番せんじのところが多々あると思ひまして、御迷惑でもあると察しますが、しばらくがまんを願ひたい。

私は防衛に關して一般的に必要な事項四問題を選びましてお尋ねしたいのであります。私は、この國の安全、治安というやうな問題に非常に關心を持つておりまして、日本にも思想の対立がありますし、こいねがわくは、思想の三十八度線がでないことを熱望

している次第であります。最近ほむしろさういふ方面に向かうように思つて、非常に憂慮にたえないのであります。この懸隔は同じ日本人だからして、これはどうしても埋めなければならぬと思ひますが、それには時日を要するであらうと思ひます。そういうやうな観点に立ちまして、次の四つについてお尋ねしたいのであります。

最初に總理大臣にお尋ねしたいのであります。これは、いづれも精神的の面になります。國の安全といふのは、どうしても私は精神が統一しておられなければならぬといふやうな観点でお尋ねするのでございすが、最近の歴史の教訓によれば、日米安保のやうな安保條約あらば、まず戦争は起らない。平和を保ち得る。しかも日本の自由と民主主義は守られる。これと反対に安保條約のやうなものがないければ戦争の危険が多くなり、その上間接侵略も起るし、平和革命も起り得るといふやうに私は思つてゐるのであります。これは、政府の方でもさうお感じになつておつて、始終さういふ意味で發表されておるように思つております。それを實例をもつて申せば、八年前日本は平和條約を結んだ、同時に安保條約も結んだ。安保のおかげで、當時わずか七万五千の警察予備隊を建設中であつて、自衛力はまことに貧弱なりしにかかわらず、日本では隣りに起つた朝鮮戦争のやうな戦争も起こらなかつた。これに反して韓国では、その少し前に米軍が急遽撤退をしたので、北鮮からして少數の精銳教師団に侵入せられて、たちまち釜山附近まで席巻された。私は、その当時アメリカ

力軍がひいたらあぶないんじゃないか

といふやうなことを軍事的に見ておりました。まあアメリカ人なんかにもさういふことを言うてみたのですが、存外、樂觀的でありました。私の友人の、師團長をやつた人で、ロシアの武官をしてゐたものが、スターリンの親兵士に行つたら、朝鮮人の中隊が大隊があつた、そのうちの二兵に聞いてみるといふと、共産主義になるのかと聞いたら、いや士官になるのだ、こつちへ来たら士官になれるから来た、日本語で答えたといふことを聞いておりました。北鮮には精銳の師團があつた、南鮮には警察の予備隊と言つたら失礼かもしれせんけれども、警察にみた軍隊であつたといふことで、直ちにやられてしまつた。それで、さういふ事例を見ても、日本が安保條約のおかげでさういふやうなことは日本になつたといふやうに思つております。

日本は平和で経済は戦前以上に回復し、自由と民主主義、これもまあマッカードに言わせればまだ十二才、それから七年ほどになりますから十八、九才ですが、かなり成長した、こゝろ私は思つております。歴史的に見ても安保の成立は賢明であつた、新安保はた在来のものに修正を加えただけである、要するに、日本の進歩に伴ひ、在来の不備の点に、不平等の点等を修正して、さうして十年の期限にしたといふものであります。その目的は從來通り、ただ自國のみを守る、よその國を攻めるなどといふことは絶対に考へておらない、夢にも考へておらない。また、極東において、日本に近火があつた場合に關心をもつて、延焼をせざるやうに、利害關係がありますことは当然であります、しかしながら、日本は

だ世界的に見て弱小であるから、自由

そういう場合には出兵はしない、在日米軍が日本におりますが、それは日本だけにおつて、アメリカの兵隊がここから外へ出て行くなどいふのは無理な注文でありましよう。それだからしてアメリカの兵隊はある程度動くといふことになつております。それで、相互協議にはこれらの点についていろいろ話し合ふのでありましようが、外相、大使、それからまあ軍司令官ですかの最高會議のほかに、今度はだんだん専門家の幕僚會議もできる、下級の會議もできるのだといふことは、もうほとんど確實になつておるといふやうに聞いておりますからして、これらのものがこの常設機關になつて、絶えず話し合つておれば、双方協議をしていろいろやるということが円満にいくのじゃないかといふやうに考へております。日本人は何人も戦争はまづびらだと思つており、軍閥といふものは昔の夢であつたと思つております。ただ、安保プラスわが自衛力によつて戦争發生を抑える力、抑制力、ディタレントといふものができる、元来、日本人は一般に徳義を重んじ、正しい道を進んで諸産業を開発し、文化を向上し、生活水準を高めんとしておるのであります、この際他より脅威せられては國の獨立、個人の自由といふものが得られないのですからして、それに伴つてさういふ自由、民主主義は失われることとなるのでありますから、他より侵略されるやう、脅迫されるやうな望みでおる次第であります。この希望を達成するには、現状の世界においては、防波堤として自分の國情の許す自衛力を持つとともに、その自衛力はただ世界的に見て弱小であるから、自由

れはその国の方針としてとらなければならず、とるべきが正しい道だと思つております。

また、政治的な中立という問題、あるいは国際間の中における軍事的な中立という問題は、たゞいま野村委員の御指摘になりましたように、諸般の情勢が整っておらなければ、あるいは政治的にも軍事的にも、中立ということには私は非常に困難だと思ひます。御指摘のありましたように、ベルギーの永世中立というものが二度の大戦によって侵されたということは、ドイツとイギリスとの谷間にあったベルギーのごとき、あるいはオランダのごとき国が、いかに中立を叫びましても、一朝事ありますときには、その工業力なり、あるいは経済力なり、あるいはその戦争遂行の方便のためにじゅうりんされてしまふことは、これは明らかでございまして、そういう観点から考えますと、スイスのような国が今日中立を保つたということは、ヨーロッパ各国の力の均衡の事情もございまして、やはり地理的条件というものが大きな力であったと思ひます。日本の太平洋の先端における島嶼というものが、今日両陣営の政治的あるいは経済的、すべての軍事的な意味における谷間であるということは、これは申すまでもないのでありまして、その立場が、何か世界の大きな紛乱が起りますときには、必ず一朝にしていずれかの陣営から破られてしまふ。従つて、その間に中立を保持するということが非常に困難であつて、従つて、いずれか一方の陣営、自分の主義とする一方の陣営の中においてお互いに守り合つていかなければならぬと思ふのであります。過去におきます中立、いわゆる永世中立国が、スイ

スを除き、すべて解消して自分の欲する陣営の中にとけ込んだのであります。が、ただ、今回の大戦を契機としてオーストリアだけが中立を新たにしたいわけでありまして、これはあの十年にわたります四カ国の占領から脱却するたのめやむを得ざる手段であつたと思ふのでありまして、悲痛なオーストリア首相のラプの演説を私はウィーンで聞いたことがございまして、一日も早く占領から脱却するという一つの方便であつたと思ひます。そういう意味におきまして、私も今日あらゆる観点から見ましても、日本が中立主義というものを取り得る立場にはないと思ひます。しかしながら、いずれの陣営に属するにいたしましても、他の陣営と平和裏に話し合いをいたしますことは一向に差しつかえないし、また、お互いに平和共存の目的を達することは可能でございまして、また、同じ陣営に属してしましても、意見の違いがある場合には、率直にお互いに意見の交換をして検討し合ひますことも当然でございまして、そういう意味においては中立主義をとりませんでも、世界の平和と安全とに対して率直、忌憚ない意見を申し述べて、そして世界に訴へることも、私は十分でございと思つております。でありますから、日本の外交の担任者として、私は今日いわれております中立主義をとることは決して適当でない、こういうふうに確信を持っております。

○野村吉三郎君 防衛庁長官にお尋ねするのであります。これはきのう大體お述べになつたと思うのですが、なおそれに補足して、日本の国のとるべき道は自由でなければならぬと思ひますが、潜水艦だとかあるいはパラトルブだとか、そういうのが日本人も隣近所にあることを知らなければならぬと思ひますが、そこは防衛庁長官の御判断でその点は深く申しません。日本国民は自国を守るだけで、他国を侵すということは絶対に考へてはならない。しかし、日本の周囲には大きな兵力がある。ごく近いところに大きな兵力がある。そして潜水艦もあればパラトルブ、飛行機で運ぶ兵器もある。それが日本に対してはたかとも高気圧となつて万が一の場合、日本に対して暴風を起し得ることもあるであらうから、いわゆるある程度のバランスというか、力の均衡を持っていかなければならぬ、気圧の大差によつて暴風が起らぬよう、自国の安全を守らなければならぬ、これが日米安全保障条約の意味でありまして、その実績は顕著であつて、日本が世界に比類なきほどの僅少な自衛権、承知しておるに位してあると思ひます。これによつてこの間に日本が大いに経済の復興をやつたということも考えられます。そしてこれら経済の生活水準の向上を保つておると思ひます。そしてこの安保条約プラス自衛力によつて特に不安を感じることもなく安全を保ち、文化に貢献し得たと思ひます。これは世界の驚くところでありまして、皆さん御承知の通りであります。安保の重要さを正しく了解するために、日本では自衛力がなくて、軍艦もなく、水兵もなければ、すなわち安全であると思つてゐる者も相当あるのでありますからして、わが国の周囲にある各国

の兵力の配備、これは直ちに日本に向つてゐると思はぬですが、これは国民一般もある程度は承知しておらなければならぬと思ふのであります。が、機微なる点もありますから、防衛庁長官の御裁量で適当に御説明を願ひたいと存じます。

○国務大臣(赤城崇徳君) 私から自衛隊のあり方等を申し上げるのは、何か口はばつたかと思ひますが、今のお話のように、一般の人にも知つてほしい、こういう意味でお答えいたします。

お話の防衛に対する考え方は、全くとお説の通りと思ひます。そこで私はやはり個人でもそうでありまして、自分を守る意思といふか、侵されればこれを排除するといふ、抵抗するといふ意思を失つては、これは生存を放棄するものだ、個人でもそう思ひます。やっぱり国家といつても、一つの戦争は暴力でありまして、その暴力を排除する暴力を受けた、侵略を受けたら、これを排除するといふ意思を國家として放棄するといふことであります。すなわち、やはり國としての存立を放棄するといふことだろふと思ふのであります。これは自衛の権利といふものは、固有の個人でも國家でも權利だと思ひます。しかし、その權利がただ抵抗する意思といふことだけであつてはならないので、それを現わさなければならぬ、顕現しなければならぬ、その現われが私は自衛隊である、こういうふうに考えます。ところが今お話のように、その國々によつて必ずしも抵抗を排除するだけの、侵略を排除するだけの力を持つておるとは限りません。そういうことで、やはり

個人でも抵抗の意思を持つておつても、やはり警察力とか法秩序によつてその安全を守ると同時に、世界的に見ましても、國際的に見ましても、國際連合といふような組織によつて安全を守るということでありまして、今この國際連合が必ずしもその安全を守るだけの機構あるいは力を持つておらない。こういうところからやはり個別にあるいは集團的自衛権によつて、共同防衛によつておのおの自分の國の安全を守つていこう、こういうことだと思ひます。ところで、そういう關係になつておりますが、今先ほどからお話がありましたが、これはやはり軍備といふものが、私はかつては確かに相手國まで占領してといふような形であつたかと思ひます。しかし、最近の私は各國の、ことに自由主義國家群の軍勢力といふものは、これは戦争をしなかつて、侵略するといふことでなく、やはり戦争を抑制するといふことであつて、戦争をしないといふことであつて、戦争を抑制するといふことであつて、あるいは戦争を抑制しようといふ力になつてきておる、これが現実だろふと私も考えます。ところが、前々お話がありましたが、理想的にはこういう軍備などがなくて、平和と安全が保てるのが、これが理想かもしれませんが、現実におきましては、東西兩陣営の力の均衡といふか、この力によりまして、特に核兵器とか、あるいはミサイルとか、この力の均衡が平和を保つておる、こういうふうに考えます。というところ、私はこの集團共同防衛といふ世界の現段階は、やはりこれはお互いに力を合はして戦争を抑制するといふ体制である、こういうふうに考

えます。しかし、戦争を抑制するのには、やはり現実の問題としては力の均衡がなければ戦争を抑制するという現実の働きはなし得ない、こういうふうで考えます。そこで、やはり日本の安全保障条約というものを、決して戦争のためのものであるということではなくて、やはり自由国家群の立場に立って、日本をいましては、世界の戦争抑制力の一半を、大なり小なり、大國は大國なり、何も日本を卑下するわけではありませんが、極力固情に依じた、日本の場合をいまして、その戦争抑制力の一半をになう、協力する、こういう形で、日本の近辺における極地的な紛争あるいは戦争というものの抑制力の一半をにない、日本の平和と安全を守っていく、こういうのが私は安全保障条約の底を貫いておる考え方だ、こういうふうで考えます。そういう点から考えまして、日本のしかば自衛力というものが、この抑制力として、日本の自衛隊だけでその機能が全うせられるかどうかということを考えてみると、これは日本の国内の問題等につきましては、これはやっていますけれども、抑制力としてやはりアメリカとの協力というものを必要とする、こういうふうで考えるわけでありませう。

しかば今の本問題であります日本をめぐる各國の兵力の配備状況、こういうものはどうなっておるか、こういうことでござります。其産関係から申し上げますならば、其産國の全体の兵力は昨日ちょっと申し上げましたが、極東のソ連軍がどれくらいあるかということですが、これは御承知のように、兵力等につきましては、各國とも相当秘密に属しておりますので、私の方では諸情報及び諸資料によつて申し上げるのでございますけれども、陸上戦力につきましては、師団といましては三十五個師団以下だと思ひますが、人員にいたしましては約四十五萬の陸上兵力を、陸軍としてソ連の極東で持つております。海軍——海上戦力といましては、巡洋艦六隻とか、駆逐艦四十隻でありまして、特に潜水艦は百十隻程度持つておると思ひますが、約六百隻、トン数にいたしまして約五十萬トンを持つておるものであります。それから中共であります、これは陸上が非常に多いといひまして、約二百五十萬人、これは保安の部隊も含んでおります。海軍といたしましては、船では約二百五十隻、トン数にいたしまして約二十五萬トンであります。潜水艦は約二十隻を持つております。空軍といましては約三千機であります。先ほど極東ソ連の空軍を漏らしましたが、極東のソ連空軍は約四千二百機であります。中共は三千機であります。北朝鮮の方は陸軍が十八個師団、五個旅団、約五十四萬人、これは保安隊を含んでおります。海軍は約百隻で一萬七千トン、空軍が約八百五十機、こういうふうになつております。極東における米軍であります、これは地上軍といまして約三三萬、人員といましては約九萬人であります。これは御承知の海兵隊を含んでおります。海軍といましては、御承知の第七艦隊が、百二十五隻の船で、トン数にいたしましては五十萬トン、空母は四隻を持つておると思ひます。この第七艦隊の存在

等も、私はこれが攻撃力というよりも、先ほど申し上げました戦争のあるいは紛争の抑制力に非常な力を持つておると思ひますが、これは御承知のように、一つにまとまつて動いておるわけではありませんが、機動的に動いておるものであります。空軍といましては約千六百機、それから國府を申し上げますと、陸軍が二十四個師団で、四十二萬五千人、海軍が百八十一隻、十二萬トン、空軍が約五百機。韓国は陸軍が十九個師団で六十萬人であり、海軍といましては七十隻、三萬八千トン、空軍といましては約二百機であります。

こういうような状況にありますので、先ほどから野村さんからもお話があり、外務大臣からもお話がありまして、中立というものが、日本の立場としてできるかできないか、私は中立ができるかできないかということは、大体三つの条件があると思ひます。第一は、中立をしようというときに、自分の國を守るという意思を放棄して、中立をしようとする守れない。すなわち中立を守るには、その自分の國を守るといふような気魄と、それを具現しておつて、侵された場合には、それに抵抗して、反撃を加えるという自衛隊といひますか、そういうものを持つておらなければ、これは中立といふものは守れないし、中立になるべきものではない。

第二は、やはり中立を守るといふのは、その國の周辺において、その中立を保障する國が、心ずく中立を保障するといふことでなければならぬ。ところが、日本を取り巻くあるいは米、ソ、中共等の日本との不可侵条約とい

うようなことをいいますけれども、それが日本の中立を保障するかしらないかといふことを考えますならば、これはほんとうの現状においては、机上の空論に近いものと私は考えます。

第三には、中立を守らせる、守るといふのは、その國が中立を守る価値がないか、それだけのりっぱなものがないか、あるいは地理的な状況でそれを守り得るかどうかという状況にあるかどうかでございます。

そういう点から考えますならば、日本の生産力、工業力、日本の労働人口、日本人の頭腦、こういう尊いものを、これを中立のままで、この日本の近辺を取り巻く強力な國が保障するかしらないかといふことになると、私はそういう保障はあり得ない、そういう点から考えまして、私は日本の中立といふことは、中立の名において、米國との間をさいて、左の方へ流していく、流されるというふうな結果に陥るのじゃないか、こういうふうで考えております。

○野村吉三郎君 経企庁長官に質問いたします。先ほど同僚の永野委員からも質問されましたが、日本の安全を保つために、この日本人の生活を守ることが非常に大事なことであると思ひますが、割合にこれは閉鎖されているのじゃないかと思ひますので、重複の点もありますが、お尋ねするものであります。

もしも日本が直ちに、私は共產主義にみななろうと思つておるとは思ひませんが、安保条約に反対して、そうして孤立して客共的態度になり、だんだん向こうへ引き入れられるといふことになれば、今日世界の現状では、まあだんだん國家至上主義、トータリタリアニズムになるのだと思ふのであります。その場合に、日本國民九千萬人はいかなる生活水準になるか、これはこまかいことは何うわけでないのです。大体のことはどうでございましょう。私は、これはアメリカの大使なんかをやつておる間にも体験したことであり、英、米、仏の政策と相入れず、そうして政策が違つてくるというところ、貿易が制約せられるのであります。そのときは、戦前は日本が台湾、朝鮮、樺太を持っておるし、新秩序——ニュー・オーダーといひまして、各方面から物資を入手し得た。ある程度の自給自足も可能であつた。しかし、今日日本が自由國家群との、英、米、カナダその他の國との政策の対立によつてこの安保条約を破棄して、そういう國の政策と相対立して、だんだん其產國の方へ行くといふことになると、貿易はだんだん不如意になるというところ、これはもう必然だと思ひます。今の六、七十億米ドルの貿易というものは私は大きな貿易であつて、日本の國民總生産のおそらくは四分の一か三割くらいに当たるのじゃないかと思ひます。この貿易はだんだん減退するに相違ない。そうすれば、原料、食糧が不足し、工場は仕事がなくなり、五百万トンを持つておる船舶は輸送する荷物がなくなる、食糧は不足してくる、失業者が多数出るといふことも予測し得るのであります。で、この日米太平洋戦争の前に、アメリカ、カナダ、自由諸國——英、仏あたりもそうですが、だんだん貿易は制約されたのです。最後に、これは戦争の始まつた年の七月の末ですが、經濟

断交して油が来なくなった。それが私は戦争の大いなる原因になったのだと信じております。これは帰って来て当時の当局者から聞いても、デスベレーに日本がそれだとして、そうして戦争に突入した。みんなそういう考えであつたかどうか知らぬが、軍部の者の一部の人からそう聞いておるのであります。で、今は貿易は国民生活のために非常に重要な部分を占めておつて、生命線であると思ふのであります。で、もしこれがなくなつた場合に、日本が安保条約をやめて中立的態度をとり、だんだん其産園に引きずり入れられていつた場合に、はたしてこの自由諸國との貿易にかわるものが其産園でどのくらいできるのか、率直に大要をお話し願ひたいのです。私は自分が大観して、日本国民は生存上どうしても自由國にとどまらなければならぬ。若干の自衛力とそれにプラス安保条約によつて國を守るのが一番いい。この用意があれば戦争をしかけてくる國はまずなからう、日本がよその國に対しては絶対に政策の具として戦争をやらないと誓つておるのでありますから、戦争をしかけることは絶対になし、ただ守るだけである。米國もまた、私は、アメリカは開戦するのは議会の権限に属しております、他國に対して戦争をしかける國ではないといふふうな、自衛だけの國であると信じておるものであります。この点、日本が貿易を失うような外交政策をとり、そういうことになつたら国民生活がどう影響を受けるかというところに、一向無関心であるように私は思ふのであります。ここらあたりに行列して来る人も、そんなことを考えているかと思ふ

のですが、まあ一つ経企庁長官から大ざっぱに、ここらあたりに来る諸願、陳情者、反対しておる労働組合の方、その人方にわかるように、まあ簡単にでけつこうですから、一つ……

○國務大臣(菅野和太郎君) 先ほど永野委員に對してもお答えしたことでありましたが、戦後日本の経済がこのように発展したにつぎましては、自由主義國家群との経済協力、ことにアメリカの対日経済援助ということが大きな原因になつておるのであります。昭和三十四年度につきまして見ましても、日本人の日常生活のうちの約一割は輸入品でありまして、その輸入品の大部分は自由主義國家群から来ておるのであります。でありますからして、かりに自由主義國家群との経済協力をなくして、其産園と経済協力するということにいたしましたも、これほどのわれわれの生活に必要な物資を其産園から輸入ができるかどうかというところについては、これは私たちが非常に疑問に思つております。従ひまして、お話のように、もしも共產主義國と経済協力をするというにせよ、立ちどころにわれわれの生活が一割減縮しなければならぬということになるのであるけれども、生活自体はそうであるかもしれませんが、それに關連してわれわれの経済全体に及ぼす影響はもう莫大なものであると思ひます。今日の日本の産業活動というものは、自由主義國家群との経済協力のもとにでき上つております。従ひまして、自由主義國家群との経済協力を断つということになりまして、今までのこの築き上げた産業活動というものが根本的に破壊されるということになりますからして、

日本全体にとつては経済の大破壊になるということ、非常にわれわれは心配いたしますのであります。でありますからして、せつかく自由主義國家群との経済協力のものとに発展しましたこの日本の経済を、今後ますます発展させるためには、自由主義國家群との経済協力をますます盛んにし、ことに日米との経済協力を一そう盛んにすることが日本の経済を発展せしめるゆゑんであるといふように考えますので、今度の日米新安保条約などは、極力われわれにしたいしましては、これを實現に努力いたしたいと、こう存じておる次第であります。

○野村吉三郎君 今日までの総理大臣初め各大臣の御説明はよく了解いたしました。今日、自民だけで審議のやむなきに至つたことは、他党派が不参加なのがゆゑでありまして、残念であり、議會は戦後最大の難局にあるのかとも思ひます。まあその原因を考へてみると、どうしても自民、社会両党のイデオロギーが原因でないかと思ふのであります。自民、社会両党は、英米の両黨のように、政治外交の大本が一致しておつて、ただタクティクス——実行上の手段方法において論議するといふのと違つて、なかなか其通の広場で話していくのでないかと、まあ自分も考へております。しかし、同じ日本人でありますし、同じ日本丸に乗つておるので、かすに時をもつてすれば、國の安全、國民の福祉の要求するところに帰一するのじやなからうかといふふう

に思ふのであります。議會内のみならず、院外においても、まあ昔は軍閥といわれた時代でも、軍人とか軍隊は政治運動を禁じられておつたのであります。私は今日の自衛隊もまたそういうふうになつておると思ひます。ところが、何百万の労働組合の諸君は、幹部のさしがねで公然と法律の精神に逆らつて政治闘争に参加しておる。ところが、これを制止するのに困難なるような模様に見える。これは一そう社会の混乱を増してまことに容易ならざる事態じやなからうかと思ふのであります。しかし、まあ比較すればきりがないので、日本國民は國を愛し、同胞でありますからして、やがては何か時をかせば日の丸のもとに一本になるのだと私は信じております。それにはどうしても國民各階層が尽力せねばならぬ。われわれも國民を代表する議員になつておるがゆゑに——憲法ではそう書いておるがゆゑに、誠意一貫自己の良心を守り、國民を代表する位置にあるのですからして、國民全体と協力することはもちろんであります。九千万人を乗せておる日本丸は今荒天航海中であると思ひます。総理大臣初め政府責任者は、どうかかじを正しくとつて、暗礁に乗り上げんで安全に乗り切られることをほんとうに祈つてやまないのです。

私は元の総理大臣の鈴木貫太郎という人をよく知つておつて尊敬しておるのであります。あの人は終戦を決定したおりに陸海の高級將校、あるいは元帥、大將あたりの人も多数、それから閣僚の一大臣も、それから若干の文官の諸君も自決する者を出したと思ひます。鈴木氏自身は、いわゆる志士と稱する者に襲われて、間髪を入れずして死を免れた。家は焼かれたのですけれども、氏は總理の義務を果たし

たと信じて世を去つたと思つております。そのうち國民がだんだん冷静を取り戻して、鈴木元總理はよくやつてくれたと感謝しておるうちに思ふのであります。今はいろいろの動きがあるけれども、その間には感情に動いておる者もあるように思ふのです。荒天航海中でありまして、私はどうか安全にかじをとつて目的に到達することを祈つてやまぬのです。議員の一人としても誠意自己の義務を尽くすつもりで決意いたしております。これで私の時間を終わります。

○委員長(菅葉隆國君) それでは本日はこの程度とし、明十一日午前十時から、日米安全保障条約關係三法案についての質疑を続行いたします。本日はこれにて散會いたします。午後四時三十四分散會